

# 第一次案



将来の生活を見とおした進路支援のあり方を考える

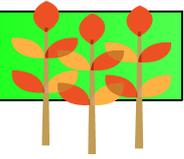
## 特別支援学校(知的) キャリア教育推進ガイドブック



 理解編

岩手県立総合教育センター  
特別支援教育室

# ■ もくじ



## ■ はじめに 1

## 第1部 キャリア教育の理解と推進に向けて \_\_\_\_\_ 2

- 1 **キャリア教育と進路支援** — 特別支援学校におけるキャリア教育 — …… 3  
キャリア教育が必要とされている背景 3 / キャリア教育とは 3  
進路指導と進路支援 4 / キャリア教育では具体的に何をするのか 4
- 2 **ノーマライゼーション社会の実現をめざして** …… 5  
ノーマライゼーション社会への流れ 5 / 障害観の変化  
(ICFの理解と活用) 5 / 特別支援学校に求められること 6
- 3 **知的障害者の就労の現状** — 「働くこと」と障害者自立支援法 — …… 7  
知的障害のある人の就労について 7 / 障害者自立支援法の概要 8
- 4 **勤労観と職業観の育成** — 知的障害のある児童生徒の勤労観・職業観の育成とは — …… 9  
勤労観と職業観のとらえと内容 9 / 発達段階に応じた勤労観・職業観の育成 10
- 5 **卒業後を見とおした支援を実現するために** …… 11  
卒業後を見とおした支援に必要なこと 11 / 卒業後を見とおした支援の  
実現に向けて 12

コラム1 キャリア教育とはつなぐこと 13

## 第2部 キャリア教育を推進するための体制づくり \_\_\_\_\_ 14

- 1 **組織的に取り組むために** — キャリア教育全体推進計画の作成 — …… 15  
キャリア教育全体推進計画の作成 15 / 校務分掌における役割の確認 16  
P-D-C-A サイクルの導入 16
- 2 **発達段階と発達課題の明確化** — 学習プログラム枠組みの作成 — …… 17  
各学部段階別にみた「職業的(進路)発達段階」と「職業的(進路)発達課題」 17  
/ 職業的(進路)発達課題に関する領域・能力とキャリア発達能力 18 /  
キャリア教育学習プログラム 枠組みの作成 18

□ 知的障害のある児童生徒のためのキャリア教育学習プログラム 枠組み(例) 19

<b>3</b>	<b>系統的な学習を行うために</b> — キャリア教育全体学習計画の作成 — ……………	21
	キャリア教育全体学習計画の作成 21 / キャリア教育学習プログラム② ＜各教科・領域＞の作成 22	
<b>4</b>	<b>個に応じた支援を行うために</b> — 個別の教育支援計画と個別の指導計画 — ……………	23
	個別の教育支援計画と個別の指導計画 23 / 卒業後を見とおした視点 を入れるために 24	
<b>5</b>	<b>キャリア教育推進の基盤づくり</b> — 教職員の専門性と地域・関係機関との連携 — ……………	25
	教職員の専門性の向上 25 / 保護者との連携 25 地域・関係機関との連携 26	
	<b>コラム2</b> キャリア教育で学校はどう変わるのか 27	

### **第3部 進路支援資料 ～ 卒業後の生活をイメージするために ～** — 28

<b>1</b>	<b>一般就労で求められる力</b> ……………	29
	就労を実現するための課題と達成時期 29 / 作業量と作業の質に ついて 30	
<b>2</b>	<b>就労を支援する制度等</b> ……………	31
	雇用と福祉の連携による就労支援 31 / 就労移行支援事業 32 就労継続支援事業 32	
<b>3</b>	<b>各施設の特徴とポイント</b> ……………	33
	知的障害者に関する主な施設 33 / 作業所について 34 グループホームについて 34 / これからの施設の流れと選択の ポイント 34	
<b>4</b>	<b>障害者自立支援法について</b> ……………	35
	はじめに 35 / 自立支援システムの全体像 36 / 福祉サービス体系 36 日中活動と住まいの場の組み合わせ 36 / 地域生活支援事業 37 / 支給決定までの流れ 38 / 利用者負担の仕組み 38	
<b>5</b>	<b>その他の福祉制度の活用</b> ……………	41
	各種障害者手帳 41 / 年金・手当 41 / 各種割引など 42	

■引用・参考文献等 43

■参考資料(キャリア教育参考資料) 45 ～ 48

## ■ はじめに



このガイドブックは、当センターの「知的障害のある児童生徒が在籍する特別支援学校における組織的、系統的なキャリア教育の在り方に関する研究」において、特別支援学校におけるキャリア教育を推進するための手だてとして作成したものです。

特別支援学校におけるキャリア教育とは、卒業後の豊かな生活の実現、社会参加と自立に向け、卒業後を見とおした支援を組織的、系統的に行うことであると考えます。

本ガイドブックをとおして、各学校の教職員、また保護者の方々に子ども達の社会参加と自立を促すために必要なことは何か、学校として、家庭として何ができるのかを考えて頂き、それぞれの立場で、知的障害のある児童生徒のためのキャリア教育を推進して下さることを願っております。

また、本ガイドブックで示している知的障害のある児童生徒の学習プログラムや計画等は、全て「例」として作成したものです。キャリア教育の推進にあたっては、自校の実態に即して、学習プログラムや推進の手だてを全職員で共通理解をもちながら、作成していくことが必要です(全体計画等の具体例は後編の「実践・資料編」で紹介しています)。

本ガイドブックを各校のキャリア教育を推進するための検討資料として活用頂き、各学校の実態にあったキャリア教育を作り上げて頂けることを願っております。

平成19年2月

### <ガイドブック作成(理解編)のねらい>

- ・ 知的障害のある児童生徒へのキャリア教育に対する理解
- ・ 組織的、系統的に取り組むことの意義と内容の理解
- ・ 児童生徒の卒業後の生活へのイメージづくり



### 《活用例》

- ・ 各学校における教職員対象の学習会や研修会の資料として
- ・ 各学校の保護者や児童生徒を対象とした進路に関する学習資料や啓発資料を作成する際の参考資料として
- ・ 各学校が自校のキャリア教育を推進するためのガイドとして
- ・ 各支援者が支援を行う際の資料として



### お知らせ

このガイドブックの内容や情報は、平成19年2月現在のものです。  
平成20年2月末頃に「実践・資料編」と合わせて最終版を公開予定です。

# 第 1 部

## キャリア教育の理解と 推進に向けて



第1部では、キャリア教育が必要とされている背景を様々な方向から紹介することで、知的障害のある児童生徒の勤労観、職業観を育成することの大切さについて述べます。

そして、卒業後を見とおした支援を実現するために必要な要素を考えます。

# 1

## キャリア教育と進路支援

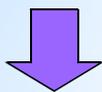
### 特別支援学校におけるキャリア教育

- 特別支援学校においてもキャリア教育は必要。
- 進路支援とは、児童生徒一人一人の思いを確かにし、自己選択・自己決定する力を身に付けられるようにすること。
- 特別支援学校におけるキャリア教育は、個々の発達段階に応じて適切に支援することで、できることをふやし、今の生活を豊かにすることが大切。

#### 1 キャリア教育が必要とされている背景

##### <知的障害者の就職・就業の現状>

- 高等部卒業者の主な進路（全国平均概数）  
就職25%、通所施設40%、入所施設15%、在宅15%
- 就職者の平均勤続年数  
6年10か月
- 離職原因（主なもの）  
①人間関係、②労働意欲、③勤務態度
- 施設利用者の意識  
約60%が「就労支援を望まない」
- 障害者自立支援法の施行による課題  
自己表現・自己選択・自己決定の必要性



勤労観・職業観を  
身に付ける  
キャリア教育の必要性

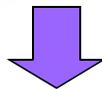
国立特殊教育総合研究所の調査研究によると、全国の知的障害養護学校卒業生の進路状況は、約25%が就職となっています。平成17年度の岩手県内の知的障害養護学校の高等部卒業生で一般就労をした割合は16.9%でした。左の図は、知的障害者の就職・就業の現状をまとめたものです。

現在の経済状況や雇用状況を考えると、障害のある人の一般就労は厳しい状況にあると言えます。その一方で、ノーマライゼーション社会の実現に向けて障害者雇用を促進するための施策も次々に打ち出されており、障害があっても、本人のやる気と周囲の適切な支援があれば、就職・就労は決して不可能なことではありません。

しかし、左図に示したように、就職した人の平均勤続年数が短いこと、その離職の主な原因が本人の労働能力ではなく、人間関係や意識・意欲であること、また、授産施設等の利用者の60%が一般就労への支援を望まないことなど、勤労観や職業観の育成が十分でないことが考えられます。そこで、知的障害のある児童生徒に対しても、勤労観や職業観の育成すること、つまり、キャリア教育の必要性が求められています。

#### 2 キャリア教育とは

【キャリア教育の定義】児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育



「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議 報告書」より

キャリアということばは、一般には「経歴・職歴」という使い方をされていますが、キャリア教育におけるキャリアとは「個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積」と説明されています。

知的障害のある児童生徒にとっても、その年齢や立場によって、様々な役割があり、その中で、働くことの意義や意識をそれぞれが身に付けることが必要です。

ライフステージや発達段階に応じて求められている役割を果たそうとする意欲や具体的な力を付け、社会参加と自立、豊かな生活の実現を図ること。

つまり、キャリア教育とは、求められている役割を果たそうとする意欲や果たすための具体的な力を身につけること、また、将来の生活に必要な力を身につけたり、役割を積極的に果たそうとする意欲を育て、社会生活を主体的に生きる力を育成することと考えることができます。

### 3 進路指導と進路支援

#### ■現在の進路指導の見直し

現在の進路指導 = 「出口指導」  
 ↓  
 本来の進路指導 = 「生き方指導」  
 ↓  
 「キャリア教育」

\* 進路指導はキャリア教育の主な内容の一つ

#### ■進路支援とは

本人の思いを確かにし、それを他者に伝えることができるような力を育てること

↓  
 自己表現・自己選択・自己決定  
 する力を育てる

子どもの思いを育てる教育  
 (進路支援) が必要

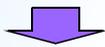
現在の進路指導は、どちらかという出口指導（卒業したらどこに行くか）に片寄りがちではないでしょうか。本来の進路指導には、人生をどのように主体的に生きるかという「生き方指導」の意味を含んでいます。キャリア教育の主要な内容として進路指導、職業教育が含まれており、キャリア教育の推進は、今までの進路指導の在り方を見直すものでもあります。

しかし、知的障害のある児童生徒の実態を考えたとき、進路指導というよりも進路支援と表現した方が適切ではないかと思われます。小出氏(2002)は、養護学校における知的障害児の意思表示が控え目で周囲の思惑が強く影響してしまうのは、本人が思いを表示したり訴えたりしにくい生活が日常化され、習慣化されているからであるとし、「『思いにそった支援』を問題にする前に、思いを確かにしたり、強めたり、修正したりすることへの支援について考える必要がありそうだ」と述べています。そして、小出氏はこれを進路指導ではなく「進路支援」と呼び、支援の重点を進路選択よりも、就労・就職とはどのようなものかについて学び、考えて、その考えや気持ちを他者に伝えることができるような力を育てることに置いています。

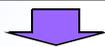
知的障害のある児童生徒に対するキャリア教育では、児童生徒の思いを確かにする「進路支援」を大切にすることが必要であると考えます。

### 4 キャリア教育では具体的に何をするのか

キャリア教育の視点で教育活動全体を見直す



卒業後の生活を見通した小学部から高等部までの一貫した組織的・系統的な支援



社会参加と自立  
 豊かな生活の実現

キャリア教育は、児童生徒の勤労観・職業観を育成し生きる力を育成することが目的ですが、このことは、すでに学校教育において取り組まれている内容です。では、何を行うのかというと、「一人一人の発達段階や実態に応じて、卒業後の生活や在学中の生活を見通した支援を行っているか」また「勤労観・職業観の育成」という視点で、教育活動全体を見直すことなのです。

そして、卒業後の生活を見通した小学部から高等部までの一貫した組織的、系統的な支援の在り方を各学校で明らかにし、行うことで、児童生徒の社会参加と自立、豊かな生活の実現を目指すものです。

つまり、今の学習や生活を将来の生活に確実につなぐための視点を示すということなのです。

# 2

## ノーマライゼーション社会の実現をめざして

- ノーマライゼーション社会の実現に向けた動きが活発化している。
- 新しい障害観(ICF)では、障害は「状態」としてとらえられ、固定的なものではなく、周囲の環境と本人の価値観(生き方)で変化するものである。
- 特別支援学校の使命と役割は何かをみんなで考えることが大切。

### 1 ノーマライゼーション社会への流れ

#### ◆障害児・者に関する国内外の動向◆

- 1975：国連「障害者の権利宣言」
- 1980：WHO「国際障害分類（ICIDH）」
- 1981：国際障害者年、国連・障害者の10年
- 1993：アジア太平洋障害者の十年（2002年さらに十年延長）
- 1994：特別なニーズ教育に関する世界会議「サマランカ宣言」
- 2001：WHO「国際生活機能分類(ICF)」
- 2002：「障害者基本計画」閣議決定
- 2003：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
- 2005：「発達障害者支援法」施行
- 2006：「障害者自立支援法」施行
- 2007：「学校教育法等の一部改正」施行

#### ◆バリアフリーへの取り組み◆

バリアフリーには建築物などの物理的な障壁の除去のほか、障害者の社会参加をはばむ制度的、心理的な障壁の除去という意味もあります。心理的な障壁には、社会側と本人側の二つの側面があり、そのどちらに対しても支援や働きかけを行っていく必要があると考えます。

1981年の「国際障害者年」以降、障害者の「完全参加と平等」を目指した障害者施策に関する法整備が急速に進んでいます。様々な障害のある子ども達がより本人主体の教育を受けることができ、地域での生活がしやすくなるよう、制度の改正は行われているのですが、現実の子ども達の生活は、ノーマライゼーション、バリアフリーとは、まだまだかけ離れている感否めないのではないのでしょうか。

しかし、10年前、5年前と比較して考えると、子ども達の地域生活を支援する具体的な方策が数々実現していることに気付くはずです。例えば、学校への送迎サービスやレスパイトサービス、ジョブコーチによる就労支援など、保護者や本人を直接支援し、当たり前な生活を保障する制度が「障害者自立支援法」によって整備されつつあります。

2007年度より本格的に実施される「特別支援教育」では、特別な支援を必要とする全ての子ども達への適切な援助を行うことが明文化されました。

私たちは、「特別支援教育」や「ノーマライゼーション社会」の理念を実現するために、まずは自分たちの意識を変えることが必要ではないのでしょうか。そして、地域や社会に対して積極的に発信し、社会への理解や啓発を図っていくことも求められていることの一つと考えます。

### 2 障害観の変化(ICFの理解と活用)

#### [ICIDH(1980:国際障害分類,WHO)]

Disease → Impairment → Disability → Handicap  
 疾病又は 機能障害 能力障害 社会的不利変調

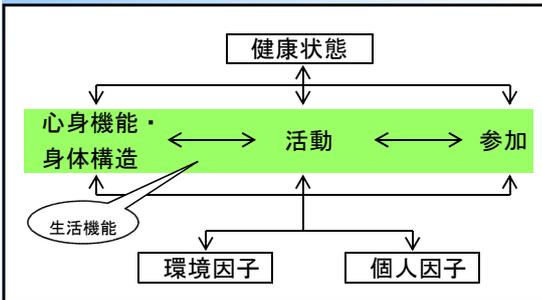
#### <主な問題点>

- 矢印が一方通行であること
- マイナス面だけを見ていること
- 環境的な因子を配慮していないこと

2001年、第54回世界保健機関総会(WHO)において、「国際生活機能分類(ICF)」が満場一致で採択されました。これは今までの障害への意識を大きく変革するものです。

ICFの目的は、「生きることの全体像」についての「共通言語」となることです。つまり、ある人の全体像をとらえるために、またそれを他の人に正しく伝えるために「人が生きる」ことを包括的・総合的にとらえる見

**【ICF 2001年版の障害モデル】**



＜ICFモデルから見た支援＞

- ①支援は誰もが必要なものである
- ②支援は特定の場において必要なものである
- ③支援が必要な時と必要でないときがある

環境因子：物的、人的、社会意識、制度的な環境等  
 個人因子：個性、年齢、性別、価値観、生活歴等

方・考え方を提示することにあります。

ICFの基本的な特徴について述べると①生命・生活・人生を包括する「生活機能（心身機能・身体構造、活動、参加）」を中心としていること。②ICIDHでは「障害」というマイナス面だけに注目されていたのに対し、ICFでは「生活機能」というプラス面に注目するようになったこと。③相互作用モデルであること。④環境因子と個人因子を導入したこと。⑤疾病・変調から健康状態へと全ての人に共通する表現としたこと。⑥「できる活動」と「している活動」の二つの面から「活動」をとらえることです。

つまり、左図のように健康状態が様々な要因（環境因子、個人因子）により、「機能障害」「活動制限」「参加制約」を引き起こし、阻害されるという、障害の問題を中立的・肯定的な側面と、解決を要する側面の両方から見ようとするものです。

ICFの考え方を基に支援のあり方や情報の共有の仕方等の研究や実践が様々な場所で行われています。

**3 特別支援学校に求められること**

■ 障害のある児童生徒に対する教育・支援に対する基本的な考え方

「各地域で」  
 「生涯にわたって」  
 「社会全体が一体となって」

\* 特別支援学校にもその実現に向けた役割の発揮が求められている。

■ 特別支援学校として検討すべき視点

- 可能な限り複数の障害に対応できるようにする
- できる限り身近な地域で教育を受けることができるようにする
- 障害の特性に応じて、同一障害の児童生徒の一定規模の集団を確保する
- 障害種別ごとの専門性を確保する
- 特別支援教育のセンターとしての機能を発揮する

■ 特別支援教育の実現に向けてまず一人一人が取り組むべきこと

授業改善

子どもに分かり、同僚に分かり、保護者に分かり、ひいては障害のある子ども達を取り巻く人々にも分かる授業をすることが、地域や社会の障害のある子ども達に対する理解をすすめる、連携の機会を多くすることにつながる。

ノーマライゼーション社会の実現に向けて、特別支援学校に求められることは何でしょうか？全国初の地域制・総合制養護学校を実施した京都市立総合養護学校長会によると、最も大きく根本的な課題は、「学校関係者の意識改革」と「学校運営組織の基礎構造改革」であるとしています。その具体的な内容として以下の6点があげられています。

- (1)「障害のある子どもを共に地域に暮らす『生活者』と捉える発想」…居住地域での生活を想定し、現在と卒業後を想定した居住地の生活を中心とした教育活動の充実。
- (2)「効果的かつ弾力的な教育課程の編成」…障害の違う子どもの生きる力と保護者への生涯にわたる支援を目指した教育内容の点検と教育課程の再編成。
- (3)「開かれた学校づくり」…現在と将来にわたって、より自立的で豊かな生活を送るためには、多くの支え合う関係が必要。
- (4)「個別の指導計画、個別の教育支援計画の効果的な運用と教育課程との関連を図る」…学校で学んだことが家庭や地域で役立つために、本人・保護者・関係者の参画を図る。
- (5)「学校運営組織の基礎構造改革」…特別支援学校に与えられたセンター的役割を果たしながら、在籍する児童生徒の教育活動を充実するためには、従来からの校務分掌組織を見直す必要がある。
- (6)「社会参加と自立を促進するための職業教育の充実と改善」…社会の変化に対応した内容や多様なニーズに応じる。

# 3

## 知的障害者の就労の現状

### 「働くこと」と障害者自立支援法

- 「働ける人」として、目の前の子どもを支援者全員が見ているか。
- 「職業に就く」「働くこと」は、基本的な権利として全ての人に大切なこと。
- 「障害者自立支援法」とは、障害者の自立を促し、支援する法律。

#### 1 知的障害のある人の就労について

##### ■ 知的障害のある人の就労の意義

就労：おとなとしての生活の中心的活動

「働くことは人としての基本的権利であり、人は働くことを通じて成長する」

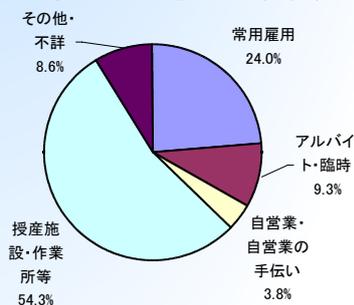
- 社会化，社会参加，自己実現を果たす手段としての意義
- ノーマライゼーション社会の実現などの理念の具現化としての意義



- ① 経済生活面からの意義  
→ 働いて賃金を得、生活に役立てる
- ② 健康な生活面からの意義  
→ 生活の変化，リズムができる
- ③ 人間関係の関わりからの意義  
→ 仲間や人とのつながりができる
- ④ 家族や地域社会との関わりからの意義  
→ 周囲の人に認められ位置づけられる
- ⑤ 人間性の広がりや成長からの意義  
→ 自信と誇りをもてる

##### ◆ 障害者白書平成18年度版より ◆

###### 1 就業者の就業形態（知的障害者）

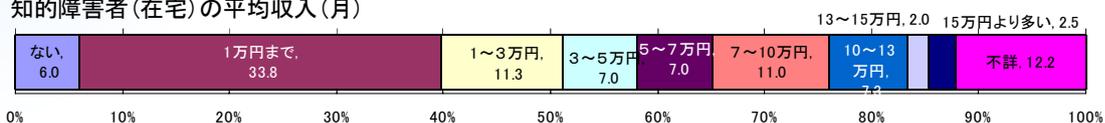


資料：厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」（平成13年）

###### 2 就労知的障害者の平均給料（在宅）

常用雇用 12万円，福祉工場9.8万円  
産施設 1.2万円

###### 3 知的障害者（在宅）の平均収入（月）



資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成2年）

社会経済は全体的に不況が続いていますが、障害のある人の就職者数は増え続けています。特に知的障害のある人の雇用は進展しており、平成17年度にははじめて就職者数が年間1万人を超えました（対前年比+12%）。この背景の一つとして、企業の社会的責任や法令遵守の精神が根付いてきたことが考えられます。

また、養護学校等における積極的な現場実習の開拓が効をなし、「知的障害者は単純作業が向いている」という偏ったイメージから、販売、接客、福祉、データ入力、事務系職種など、職域の拡大が進みつつあります。

しかし、高等部卒業時に就職する人は、約25%にとどまっています。また、現在授産施設を利用している人の40%以上が就職したいと考えていますが、実際に就職できた人は1%程度です。この原因には、本人の能力面の課題や雇用する側の都合が当然考えられますが、支援する側の意識の問題もあるのではないのでしょうか。

障害の程度にかかわらず、目の前にいる児童生徒を「働ける人」と本気で思うことが大切です。「働くことは無理」と誰か一人でも思った瞬間、その可能性は閉ざされます。児童生徒の「働きたい」という思いを育て、それを実現するためには、保護者、教職員、福祉関係者、雇用者が知的障害のある人を「働ける人」として見るのが大切なのです。

では、知的障害のある人にとっての「働くこと」「就職すること」の意義とは何でしょうか。働いて、賃金を得るということは具体的な社会参加の形態の一つであり、本人の生活の自立につながります。それ以外にも、自分が社会で役に立っているという有用観や、満足感、規則正しい生活の保障、健康保障、自分の可能性についての自信にもつながっていくものであり、「生活の質(QOL)」の向上につながります。日本国憲法では「労働」は国民の義務の一つですが、同時に基本的な権利として、障害の程度にかかわらず保障されるべきものなのです。

## 2 障害者自立支援法の概要

### ◆障害児・者の福祉の流れ◆

- 1947：「児童福祉法」障害児の施策も規定
- 1949：「身体障害者福祉法」傷痍軍人対策
- 1950：「精神衛生法（のちの精神保健法）」  
精神病に関する医療中心
- 1960：「精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）」
- 1964：東京パラリンピックの開催 障害者に対する関心が高まる
- 1982：「障害者対策に関する長期計画」策定
- 1993：「障害者基本法」障害者福祉の基本理念
- 1995：「精神保健福祉法」精神障害者の福祉
- 2003：「支援費制度」導入、措置から契約へ
- 2006：「障害者自立支援法」施行

### ◆障害者自立支援法成立の背景◆

- ① 在宅サービスの利用者の急増  
支援費制度施行後1年半で利用者が1.6倍に
- ② 障害種別間・市町村間の格差  
身体障害者のホームヘルプサービスを実施している市町村の割合が83%であるのに対し、知的障害者では66%（平成16年10月現在）
- ③ サービス水準の地域格差  
人口1万人対支給決定者数でみると都道府県平均では最大7.8倍の差（例：岩手を1とすると東京では約2倍、大阪では約4倍の差）
- ④ 在宅サービスの予算の増加  
平成15年度で128億円、平成16年度で274億円の赤字

### ◆制度の課題◆

- 報酬単価引き下げと利用実績払い（日払い）  
→ 施設の収入減。職員が雇えない
- 施設利用定員の規制緩和と最低定員  
→ 定員以上に利用者との契約
- 食事の規制緩和  
→ 外部委託、食費の自己負担

### ◆就労に関する改革◆

#### 【障害者自立支援法による改革】

- 福祉施設利用者や養護学校卒業者に対し、一般就労に向けた支援を行う「就労移行支援事業」を創設
- 障害福祉計画において、就労関係の数値目標を設定
- 定員要件を緩和し、離職者の再チャレンジや地域生活の移行に対応
- 支援を受けながら働く「就労継続支援事業」に目標工賃を設定し、達成した場合に評価する仕組みを導入
- 福祉・労働・教育等の関係機関が地域において障害者就労支援ネットワークを構築し、障害者の適性に合った就職の斡旋等を実施

障害者がある能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会へ

### (1) 概要

障害者自立支援法は2005(平成17)年に10月に成立。2006年10月に完全実施されました。同法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとされました。そして、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正が行われました。

#### <制度改革のねらい>

- 1 障害者の福祉サービスを「一元化」  
サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず共通の制度にする。
- 2 障害者がもっと「働ける社会」に  
一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援する。
- 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和  
市町村が地域の実情に応じて取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。
- 4 手続きや基準の透明化、明確化  
支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるようにする。
- 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
  - ① 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
  - ② 国の「財政責任の明確化」

### (2) 就労に関すること

就職へのバックアップの制度が充実したことがこの法律の大きな特徴でもあります。現在、授産施設等で福祉的な就労をされている方に対しても、一般就労を促すように、具体的な数値目標を施設側に示して、強力に進めています。

つまり、卒業後の進路としての福祉施設への通所・入所は、ゴールではないということです。全ての児童生徒が就職するのだという意識で、児童生徒の勤労観・職業観を育てる必要があるのです。

# 4

## 勤労観と職業観の育成

知的障害のある児童生徒の勤労観・職業観の育成とは

- 確かな勤労観の上に職業観が育成される。
- 知的障害のある児童生徒の勤労観・職業観の育成には、具体的な力の育成と合わせて行うことが必要。
- 勤労観と職業観の指導の割合は発達段階に応じて異なる。

### 1 勤労観と職業観のとらえと内容



知的障害のある児童生徒に勤労観や職業観を育むためには、態度や見方、考え方といった情意面からだけではなく、具体的で実際のな力（生活に必要な力）と合わせて考える必要があります。そこで、このことを下の表のように、勤労観、職業観のとらえと知的障害のある児童生徒にとっての内容としてまとめました。

職業観、勤労観の育成はキャリア教育の主目標ですが、勤労観は職業観の基盤として考えられています。

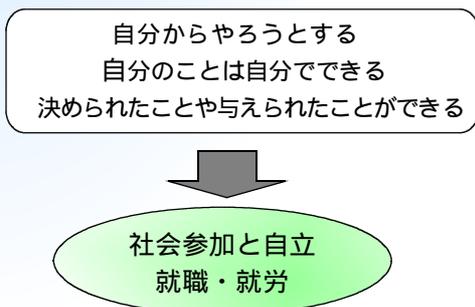
勤労観は、日常の役割における価値観として主にとらえられていますが、この価値観は、「自分のことは自分でやろうとする気持ちや実際に行う力」を育て、「生活に主体的

的に参加しようとする力」を身に付けることで育てることができると考えます。この具体的な力を「日常生活動作と基本的生活習慣に関する力」「社会生活・家庭生活に主体的に参加し役割を果たす力」と表しました。

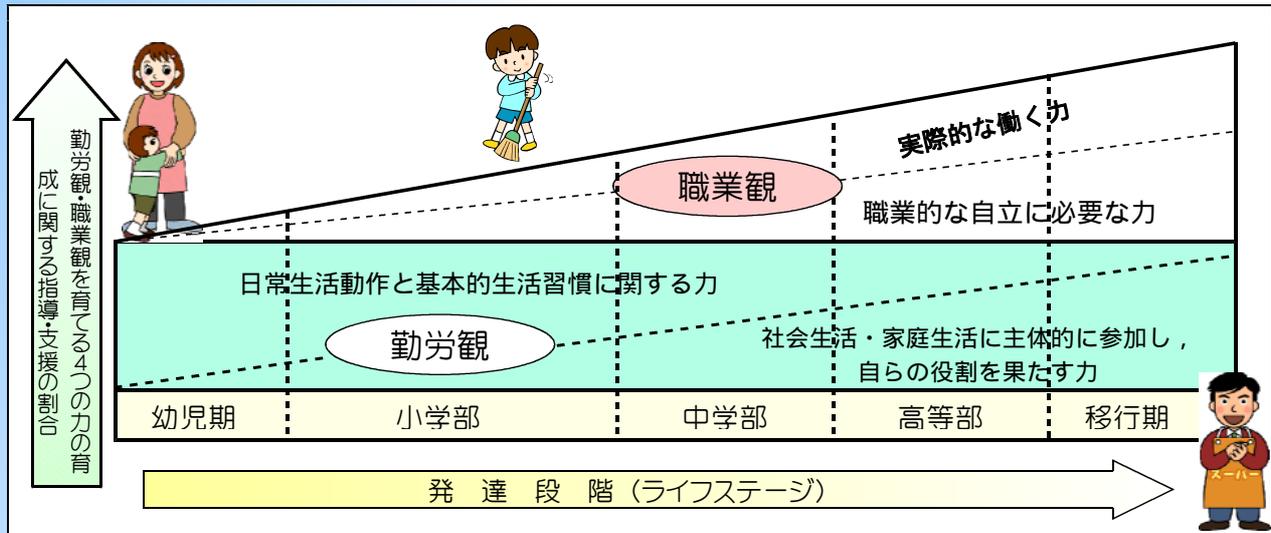
	とらえ	内 容	
		態 度	具体的な力
勤 労 観	日常生活の中での役割の理解や考え方と役割を果たそうとする態度、及び役割を果たす意味やその内容についての考え方	社会参加と自立に向けての基盤となる態度	日常生活動作と基本的生活習慣に関する力 社会生活・家庭生活に主体的に参加し役割を果たす力
職 業 観	職業についての理解や考え方と職業に就こうとする態度、及び職業をとおして果たす役割の意味やその内容についての考え方	職業的な自立に必要な態度	実際の働く力 職業的な自立に必要な力

職業観は、職業に就くことやその役割における価値観として主にとらえられていますが、この価値観は、具体的に「作業を行う力」や「職業生活を行うために必要な様々な知識や技能」を身に付けていくことで育てることができると考えます。この具体的な力を「実際の働く力」「職業的な自立に必要な力」と表しました。

これらの具体的な力を付ける取組は、各学校で中心的な学習として行われています。しかし、その学習が勤労観・職業観の育成に結び付いてないのは、自分から取り組もうとする気持ちを育てる指導が、不足していることが原因ではないでしょうか。



## 2 発達段階に応じた勤労観・職業観の育成



勤労観・職業観を育てる力		関連する教科・領域等
勤労観	日常生活動作と基本的生活習慣に関する力	日常生活の指導, 自立活動, 遊びの指導, など
	社会生活・家庭生活に主体的に参加し, 役割を果たす力	日常生活の指導, 遊びの指導, 生活単元学習, 特別活動, 総合的な学習の時間など
職業観	実際の働く力	作業学習, 生活単元学習, 実習など
	職業的な自立に必要な力	国語, 数学等の各教科, 職業, 作業学習, 実習, 特別活動, 総合的な学習の時間など

上の図は、幼児期から社会生活の移行期までの勤労観・職業観を育てるための指導・支援の割合を示したものです。勤労観が基盤としてあり、その上に発達にそった職業観が培われていくというイメージになっています。

勤労観についてみると、幼児期や小学部においては、その発達の段階や状態から、日常生活動作と基本的生活習慣に関する力を指導・支援する割合が高く、学年が上がるにつれて、社会生活や家庭生活に主体的に参加し、自らの役割を果たす力の指導・支援の占める割合が高くなります。

次に職業観についてみると、「職業的な自立に必要な力」と「実際の働く力」が同じような割合で、学年が上がるにつれ、全体として占める割合が高くなっています。これは、職業に就くためや職業生活を継続させるために必要な知識や態度に関する力と、実際にものを作ったり、調理したり、効率的に作業をしたりするというような実際の働く力は、どちらかだけの学習では成立することが難しく、両者を関連させ、発展性をもたせながら指導を行っていく必要があると考えるからです。

このように勤労観と職業観の育成は、それぞれの発達段階に応じて具体的に指導・支援する割合は変わってくるものと考えます。

児童生徒一人一人の発達段階は、障害の程度や特徴によって異なりますが、その年齢に求められる社会的な役割やニーズというものは大きく異なるものではありません。つまり、学校内では上級生は上級生としての役割がありますし、社会的には小学生、高校生としての行動が求められます。

卒業後を見とおした指導・支援を行うためには、その生活年齢に求められる力やいつまでにどんなことを身に付けるのかということを明らかにする必要があります。

◆県内の知的障害養護学校の各学部主事及び進路指導主事を対象とした調査結果(2006, 佐藤)

<就職・就業するために必要だと思われること>

### 第1位

働く意欲や態度を身につけていること  
休んだり遅刻したりしないこと

### 第2位

働くことに見合った体力があること  
安全に気をつけること  
ルールやマナーを守ること

### 第3位

規則正しい生活が送れること  
あいさつや返事ができること  
健康管理ができること

# 5

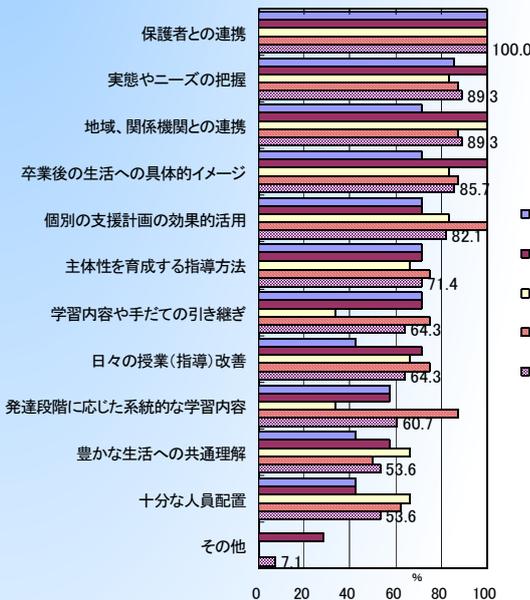
## 卒業後を見とおした支援を実現するために

- ライフステージと発達段階をふまえた支援を行う。
- 卒業後を見とおした支援を行うためには、学校としての方向性や具体的な教育の内容を明らかにする必要がある。
- 本人の思いを大切に、保護者との連携を深めることが重要。

### 1 卒業後を見とおした支援に必要なこと

◆ 県内の知的障害養護学校の各学部主事及び進路指導主事を対象とした調査結果(2006, 佐藤) ◆

#### 1 卒業後を見とおした支援で重要なこと



#### (1) 卒業後を見とおした支援とは

「卒業後を見とおした支援」とは、卒業後の児童生徒の生活を見据え、社会自立と豊かな生活を実現するために必要な力を、現在の発達段階と生活年齢（ライフステージ）に応じて、身に付けられるようにする支援と考えます。このことは、知的障害のある児童生徒にとってのキャリア教育の内容とほぼ同義としてとらえることができると考えます。

#### (2) 卒業を見とおした支援で大切なこと

##### ① 保護者との連携

卒業後を見通した支援を行うために最も大切なことは学校と保護者の連携です。保護者と学校が対等のパートナーとして、協力し合って、子どもの将来を考えながら支援することが求められます。

##### ② 関係機関との連携

ノーマライゼーション社会を実現するためには、地域や関係機関との連携を推進することも必要です。

##### ③ 実態把握

指導・支援においては、子どもに今どんなことを教えればよいのか、どんな支援をすれば良いのかということを確認しなければ、指導や支援の目標を立てることができないはずで、そのために児童生徒の発達段階や興味・関心を正しく把握する力（実態把握）は、特別支援教育にたずさわる者の最も大切な専門性であると思われます。

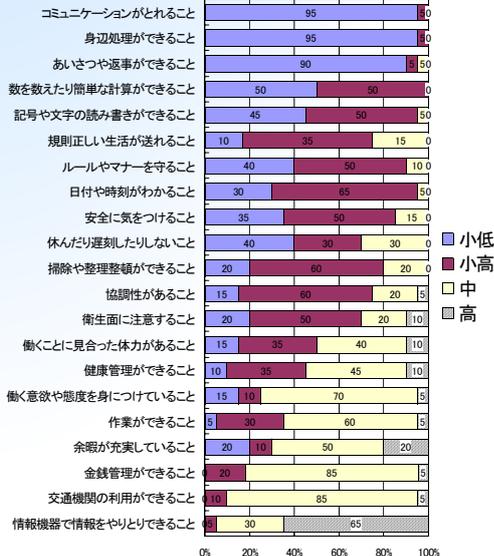
##### ④ 個別の教育支援計画の活用

保護者、本人の願い、具体的な支援の内容を関係機関と共有・連携し合う個別の教育支援計画を効果的に活用することが大切です。

##### ⑤ 発達段階と卒業後を見とおした系統的な学習と校内体制の確立

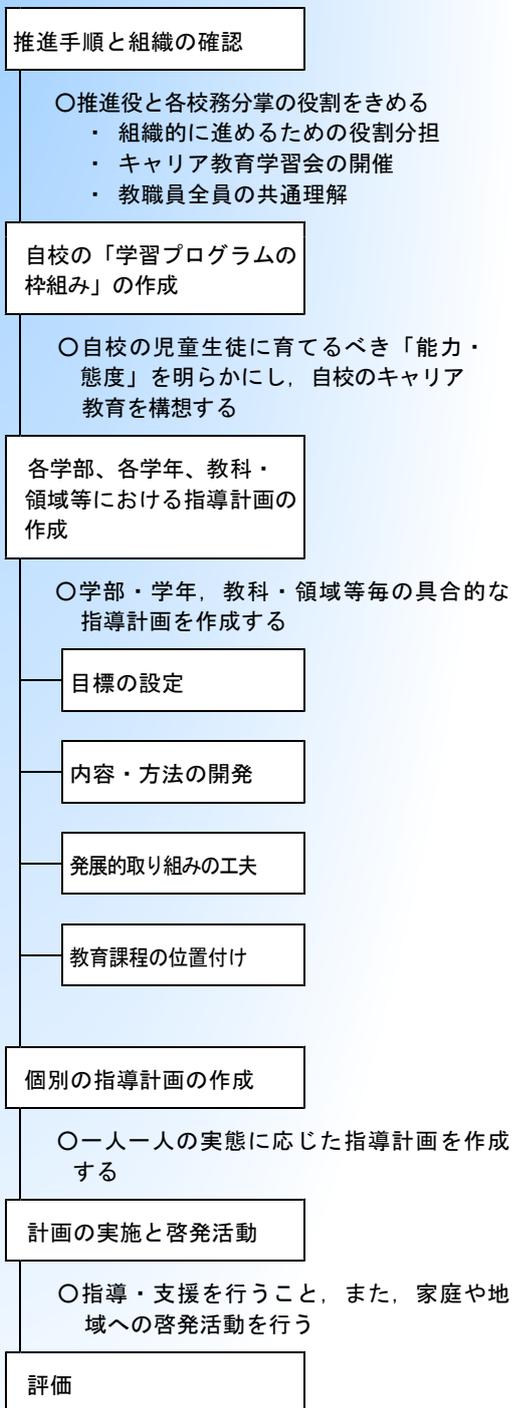
卒業後の生活を見とおした指導を行うためには、担任や学部が変わっても系統的に学習に取り組めるようなシステムを校内で構築する必要があります。

#### 2 就労に必要な力の学習開始時期



## 2 卒業後を見とおした支援の実現に向けて

### <キャリア教育推進の流れ>



○次期の計画の作成に生かす

### ■学校方針の明確化（重要）

推進にあたっては、学校全体としての方向性をはっきりと示す必要があります。校長のリーダーシップの下、学校経営方針の中に取り入れるなど全職員の共通理解を図ります。

#### （1）推進手順と組織の確認

系統的な学習を行うためには、学校組織の中に系統的な学習を推進させるためのシステムを構築する必要があります。キャリア教育は、新しい学習を始めることではなく、今行っている教育を「卒業後を見とおした支援」「社会参加と自立に向けた支援」になっているか見直すことにあります。自校の学校教育目標が達成されるための教育が系統的に行われているか、各学部、各校務分掌が見直しを行い、それぞれの関連性と系統性を明確にすることが大切です。そのための推進手順と調整役となる組織（分掌や委員会等）を位置付けます。

#### （2）自校の学習プログラムの枠組みの作成（18ページ参照）

自校のキャリア教育の課題を明確にし、児童生徒に身に付けさせたい能力や態度を焦点化させ、各学部の発達段階に応じた能力や態度の目標を設定し、自校のキャリア教育の全体像を構想します。

#### （3）各学部、各学年、教科・領域等における指導計画の作成（21ページ参照）

学習プログラムの枠組みの作成をとおして、各学部における児童生徒の目指す姿が明確になります。その目指す姿を実現するために必要な能力や態度を育てる場（学年と教科・領域等）を位置付け、各教科・領域ごとに具体的な目標を考え、学部・学年の指導計画を作成します。指導計画の作成にあたっては、従来の学習のねらいや内容をキャリア教育の視点で見直し、さらに効果的な内容・方法の開発及び学年間や学部間の発展性、系統性を明確にしていきます。また、目指す姿を実現するために適切な教育課程になっているか、教育課程上の位置付けが明確になっているか確認します。

#### （4）個別の指導計画の作成

一人一人に応じた具体的な指導計画を作成します。自校の個別の指導計画の様式や活用の仕方にキャリア教育の視点が盛り込まれているか確認する必要があります。

#### （5）計画の実施と啓発活動

キャリア教育の視点が盛り込まれた各教科・領域の年間指導計画や個別の指導計画をもとに単元の指導計画等を作成し、計画を実施します。

#### （6）評価

どの程度、児童生徒の力を付けることができたかを確認し、指導内容・方法を評価を行い、次期の計画の作成に生かします。

●●● コラム 1 ●●●

---

## 「キャリア教育とはつなぐこと」

「キャリア教育」という文言が、文部科学省の行政関連の審議会報告等で初めて登場したのは、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（平成11年12月）（以下「接続答申」）です。

「接続答申」の基本テーマは、学校種間における接続だけではなく、「学校教育と職業生活との接続」の改善も視野に入れたものでした。このため、学校教育において接続の改善を図るには、卒業後の職業生活を視野に入れた接続全体の在り方を検討する必要があったと考えられます。特別支援教育では、「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」の策定が平成17年から始まり、生涯をとおしての支援の接続の体制が整いつつあります。

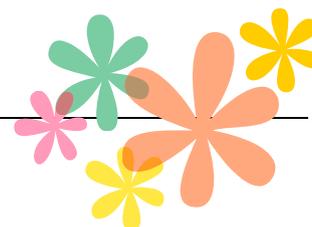
特別支援学校（養護学校）においては小・中・高等部の一貫した教育ができる環境にあり、職業生活への接続も「個別の移行計画」によって支援が保障されており、「キャリア教育」を行う環境は、小学校、中学校、高等学校よりもずっと恵まれていると言えます。

しかし、勤労観、職業観が十分に児童生徒に育成されているかどうかというと、残念ながら疑問を感じます。それは、第1部の中で述べたように、知的障害のある人たちを「働ける人」と意識してこなかったことと、卒業後を見とおした支援、小学部から高等部までの一貫した指導について、十分な議論が校内でされてこなかったからではないでしょうか。

特別支援学校におけるキャリア教育では、現在の恵まれた環境と培ってきた地域資源をさらに有効に活用できるように、現在の教育活動を「将来を見とおした支援」や「豊かな生活の実現」という視点で見直し、「学年間の学習や学部間の学習」をつなぐ、「学校生活と地域生活」をつなぐ、「学校生活と職業生活」をつなぐことが大切であると考えます。

そのためには、「つなぐ」ためのツールとしての「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の役割を再確認したり、各学部における学習内容やねらいの明確化や共通理解を図ることが必要であると考えます。

また、卒業後の豊かな生活を実現するためには、現在の生活が豊かでなければならないはずで、子ども達の現在の豊かな生活とは何か、現在の豊かな生活を卒業後の生活につなぐためには何が必要かということについて、子ども達の支援にたずさわる者全員で考えるきっかけの一つに「キャリア教育」があるのではないかと思います。



## 第 2 部

### キャリア教育を推進する ための体制づくり



第2部では、キャリア教育を組織的、系統的に推進していくための学校としての体制づくりの例や学習プログラムの枠組み例を示します。また、個に応じた支援を行うために個別の教育支援計画や個別の指導計画の効果的な活用の在り方について述べます。

第2部をさらに具体化した実践例については、本ガイドブックの続編である「実践編」で紹介します。

# 1

## 組織的に取り組むために

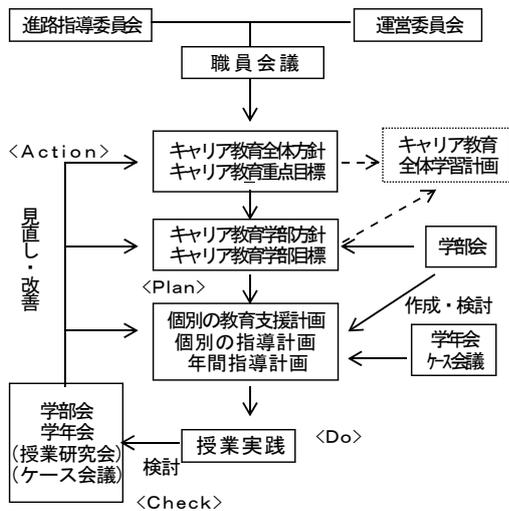
### キャリア教育全体推進計画の作成

- 卒業後を見とおした系統的な学習を行うためには、学校組織としての明確なビジョン(方針)が必要。
- 様々な指導計画の作成や日々の授業が方針に沿って行われているか、組織的として検証するためのシステムが必要。

## 1 キャリア教育全体推進計画の作成

### ■ キャリア教育全体推進計画とは

キャリア教育を組織的に推進していくために方針の決定、計画作成、実践、評価、改善の流れを明らかにしたもの



【図1】キャリア教育全体推進計画（概観）

### ■ 組織的に取り組むための要素

- 学校教育目標、学校ビジョンの中にキャリア教育を位置付ける
- 推進役となる校内委員会の設置（既存の校内委員会の活用）
- 各校務分掌の役割の明確化
- P-D-C-Aサイクルによる実施
- 教職員の共通理解

### （1）キャリア教育全体推進計画とは

キャリア教育を組織的に推進していくためには、キャリア教育を学校教育の中に位置付け、組織として、どのように推進していくかを明らかにする必要があります。

【図1】は、キャリア教育を組織として推進するための大まかな流れを表したものです。【図1】のように各方針や目的の決定は、どこが行うのか、また、日常の授業へはどのように生かされるのか、授業実践による検証（方針は正しかったか、全体学習計画は適切であったか等）などを明確にし、キャリア教育を組織として推進するためのシステムづくりを行います。

### （2）推進役と各校務分掌の役割を確認する

キャリア教育を組織的に推進するためには、まとめ役となる存在が必要です。キャリア教育は教育活動全体に関係するものですから、全ての校務分掌がかかわってきます。文部科学省の「推進の手引き」の「キャリア教育の推進体制」の項の中では、「各学校においては、校内の関係する分掌全てを有機的にかかわらせながら、学校全体でキャリア教育を推進する『キャリア教育推進委員会』などの組織を設けることが有効と考えられる」とあります。

この推進役となる分掌や委員会については、各学校の実態に応じて既存の委員会を活用するなど、キャリア教育を新しい業務としてとらえるのではなく、現在の教育活動をさらに効果的に行うための手段として柔軟にとらえ、無理のない体制づくりを行うことが大切であると考えます。【図1】では、「進路指導委員会」という表現で入っていますが、「教育課程検討委員会」など関連する委員会の業務として再構成してもよいと思われます。

#### <校内委員会の主な役割（例）>

- ① キャリア教育の校内の推進・まとめ役
- ② キャリア教育全体推進計画の管理
- ③ キャリア教育全体学習計画の管理
- ④ 校内研修会の企画

## 2 校務分掌における役割の確認

キャリア教育は  
一人一人の教職員が  
共通の目標をもって  
自己の役割を果たしながら、  
組織的に行うことが大切

### (1) 各校務分掌や組織の役割を明確にすること

キャリア教育を推進する校内委員会の中で、それぞれの校務分掌や組織（学年会、研究会、教科担当者等）における役割を明確にします。また、役割を確認するだけでなく、どのように実行され、どんな成果と課題があったかまで検討する必要があります。

大切なことは、キャリア教育は、全教育活動をとおして推進していくものであり、そのためには、全ての教職員が方針や内容を十分に理解し、情報交換を密にして各校務分掌（学部）間の意思疎通を図りながら推進することであると考えます。

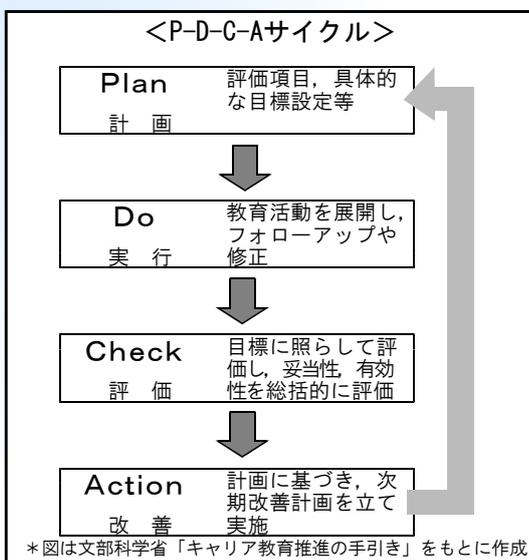
### (2) 各校務分掌・組織の役割（例）

各学校の運営組織機構にしたがって、それぞれの校務分掌等における役割を確認します。【表1】はその例を示したものです。現在の校務の内容が、学校のキャリア教育の方針や目標を達成できるものになっているかどうか検討します。

【表1】各校務分掌・組織の役割（例）

総務部	保護者、地域社会との連携
教務部	教育課程の確認、各学習指導に関する計画や個別の指導計画、学習環境の整備など
生徒指導部	児童生徒会活動による自主性や役割を果たすことの意義、安全指導、特別活動の計画など
進路指導部	キャリア教育に関する研修会、児童生徒保護者に対する個別の進路支援やガイダンス、情報発信など
保健部	社会生活に必要な健康や食育、性についての指導や支援など
研究部	勤労観・職業観を育むための指導方法や系統的な学習を行うための研究の推進、授業研究会の開催など
情報教育部	情報活用能力の育成、情報機器の知識・技能、学校ホームページ等を活用した地域への情報発信など
センタ-事業部	キャリア教育の視点を入れた支援センター事業、福祉等の関係機関の連携など
各学部	学部方針・目標の検討、評価、学部行事でのキャリア教育の位置付けの検討など
各学年会、学団	ケース会議の設定による個別の指導計画の検討や評価など
寄宿舎	望ましい生活習慣の獲得、舎生会活動など

## 3 P-D-C-Aサイクルの導入



キャリア教育による実践が、その教育的目標を達成し、さらにより効果的な活動の実践に発展させていくためには適切な評価を行うことが大切です。

現在、教育の現場においても、マネジメントサイクルとして、計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Action)に結びつけるP-D-C-Aサイクルが提案されています。キャリア教育の全体推進計画等においても、適切に評価し、その評価を改善に結び付け、次期目標へと反映させることが大切です。

このサイクルは、キャリア教育の全体推進計画だけではなく、各教科・領域等の年間指導計画や個別の指導計画等にも導入することが必要だと考えます。このサイクルを実行するためには、「いつ」、「だれが」、「どのように」、計画・実行・評価・改善するかを推進計画の中に明確にする必要があります。

(評価の方法については【資料】45ページを参照)

# 2

## 発達段階と発達課題の明確化

### 学習プログラム枠組みの作成

- 文部科学省の「報告書」「推進の手引き」を参考にする。
- 児童生徒の実態と特徴を考慮し、発達段階に応じた発達課題を明らかにし、学習プログラムの枠組みを構想する。
- 12年間の一貫教育ができる特別支援学校のメリットを最大限に生かす。

### 1 各学部段階別に見た「職業的（進路）発達段階」と「職業的（進路）発達課題」

■ 国から示されている「報告書」「手引き」等

- H10. 3：「職業教育及び進路指導に関する基礎的研究 最終報告」
- H14. 1：「生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について 調査研究報告書」
- H16. 1：「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議 報告書」
- H17.11：「中学校職場体験ガイド」
- H18.11：「小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引き」
- H18.11：「高等学校におけるキャリア教育の推進に関する調査研究協力者会議 報告書」

#### （1）「報告書」に書かれている内容

「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」の「報告書」には、学校がキャリア教育にどう取り組むべきかについて、具体的かつ詳細に記述されています。

「報告書」は、通常の小学校、中学校、高等学校の児童生徒を想定して作成されていますが、知的障害のある児童生徒においても、社会生活の中でその生活年齢に求められる役割は同じであると考えことから、参考にすべきものであると考えます。この報告書に示されている例を参考にしながら、自校の児童生徒の実態やニーズに合わせた適切な表現や内容に工夫を加えていくことで、キャリア教育を推進するための方策が見えてくると思われます。

【表1】「報告書」に示されている各学段段階別の職業的発達段階と職業的発達課題

小学校段階	中学校段階	高等学校段階
＜職業的（進路）発達段階＞		
進路の探索・選択にかか る基盤形成の時期	現実的探索と暫定的選 択の時期	現実的探索・試行と社会 的移行準備の時期
＜職業的（進路）発達課題＞		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己及び他者への積極 関心の形成・発展</li> <li>・身のまわりの仕事や環境 への関心・意欲の向上</li> <li>・夢や希望、憧れる自己イ メージの獲得</li> <li>・勤労を重んじ目標に向か って努力する態度の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定的自己理解と自己 有用感の獲得</li> <li>・興味、関心に基づく職 業観・勤労観の形成</li> <li>・進路計画の立案と暫定 的選択</li> <li>・生き方や進路に関する 現実的探索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己理解の深化と自 己受容</li> <li>・選択基準としての職 業観・勤労観の確立</li> <li>・将来設計の立案と社会 的移行の準備</li> <li>・進路の現実吟味と試 行的参加</li> </ul>

#### （2）各学校（学部）段階別の職業的（進路）発達段階と職業的（進路）発達課題

「報告書」は、「児童生徒一人一人のキャリア発達支援」ということについて、「人間の成長・発達の過程にはいくつかの段階（節目）と各段階で取り組まなければならない発達段階がある」とし、これを小・中・高等学校段階における「職業的（進路）発達段階」と「職業的（進路）発達課題」として、【表1】のように示しています。

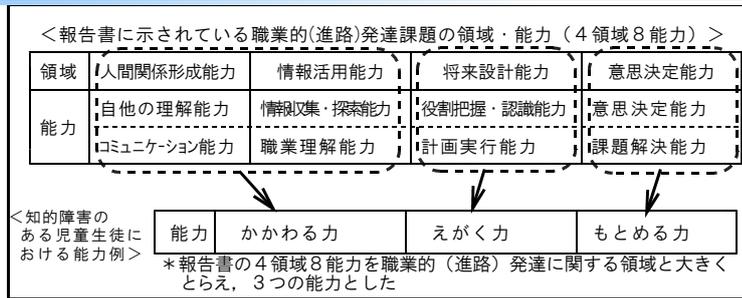
この【表1】をもとに、知的障害のある児童生徒の実態を考え、【表2】のように例として作成しました。

特別支援学校は、小学部から高等部まで12年間の一貫した教育を行うことができるというメリットがあります。このメリットを生かすためには、各学部段階における明確な目標を示し、目標を達成するために組織的、系統的に推進することが大切なのです。

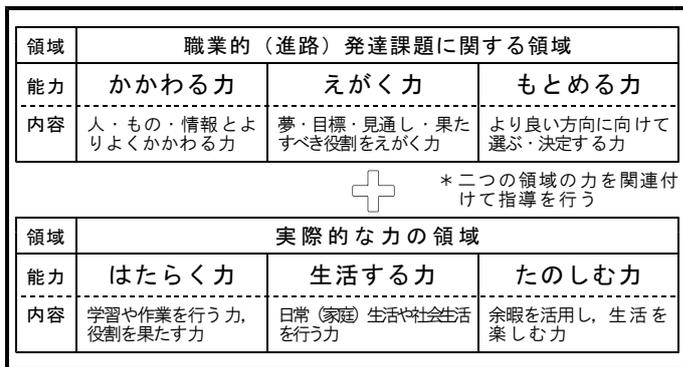
【表2】知的障害養護学校における各学部段階別の職業的発達段階と職業的発達課題（例）

小学部段階	中学部段階	高等部段階
＜職業的（進路）発達段階＞		
身辺自立の確立と人間関係 の基盤形成の時期	社会生活能力と自己表現 力の育成の時期	社会生活能力の確立と自己選 択・自己決定力の育成の時期
＜職業的（進路）発達課題＞		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身辺自立の確立</li> <li>・健康な体作りと望ましい 生活習慣の獲得</li> <li>・身のまわりの人やもの 社会への関心の向上</li> <li>・自分のことは自分で やるうとする態度の 形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な生活習慣の確立</li> <li>・社会生活に対する興味 や関心の向上</li> <li>・自分の気持ちを表現し 相手に伝える力の獲得</li> <li>・役割を果たすことの大切 さや自己有用感の獲得</li> <li>・「働くこと」への意欲 や関心の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活に必要な知識・ 技能の獲得</li> <li>・積極的に社会にかかわ っていく意欲や態度の形成</li> <li>・自己選択、自己決定力 の獲得</li> <li>・「働くこと」の理解と 職業に就くことへの 意欲や態度の形成</li> </ul>

## 2 職業的(進路)発達課題に関する領域・能力とキャリア発達能力



【図1】 報告書に示されている職業的(進路)発達課題に関する領域・能力と知的障害のある児童生徒における能力例



【図2】 知的障害のある児童生徒のキャリア発達を促すための領域と能力例(2領域6能力)

各学校で、キャリア教育に取り組む際には、「報告書」や「手引き」を参考にしながら、自校の児童生徒のキャリア発達を促すために、どのような能力の育成に重点を置くべきか、どのように表現し、どのような内容とすべきか等を検討する必要があります。

【図1】は、報告書に示されている職業的(進路)発達課題に関する領域・能力を参考に作成した、知的障害のある児童生徒における能力の例を示したものです。知的障害のある児童生徒の特性を考慮しながら、各能力をとらえ直し、「かかわる力」「えがく力」「もとめる力」の3つの力として考えました(【図2】)。

この3つの力をそれぞれ単独で育成することは知的障害のある児童生徒にとっては抽象的な作業が多く難しいと考えることから、实际的な力を身に付ける学習の中に関連付けて行うことが必要であると考えます。「实际的な力の領域」として、「はたらく力」「生活する力」「たのしむ力」の3つの力を考えました。これらの力は、児童生徒が、現在、各教科・領域等の中で学習しているものです。

以上、職業的(進路)発達課題に関する領域の3つの力と实际的な力の領域の3つの力、計2領域6能力を知的障害のある児童生徒のキャリア発達を促すための能力(キャリア発達能力)としてとらえ、キャリア教育学習プログラムの枠組みを構成する能力としました。

これは、児童生徒の発達段階に応じ、キャリア教育において育てる能力や態度を具体的に示したもので、様々な指導計画を作成する際のもともになります。

## 3 キャリア教育学習プログラム 枠組みの作成

### ■ 知的障害のある児童生徒の学習プログラムの枠組みを作成する際の留意事項 ■

- 児童生徒の実態に合った学習内容になっているか
  - 自校の教育目標や学部目標等との整合性はとれているか
  - 各学部における課題や内容が、発展性のあるものになっているか
  - 全ての児童生徒に共通の目標とすることができるか
  - だれが見てもイメージしやすい具体的な表現になっているか
  - 最終的段階の内容が社会参加と自立、豊かな生活の実現の具体的なイメージとしてふさわしいか
  - 保護者や地域社会との連携を考慮しているか
- など

自校の児童生徒の実態や様々なニーズを考慮して、各学部ごとの進路発達段階や発達課題を明らかにし、さらに発達課題に関する領域や能力をまとめました。この次には、キャリア教育学習プログラムの枠組みを作成します。

知的障害のある児童生徒のキャリア教育学習プログラムの枠組みを考える場合には、「個別的教育支援計画」の策定を意識して、その発達段階に就学前と移行期を加えたり、家庭や地域社会・関係機関との連携の在り方を加えるなど、各校の実態に合わせて適宜工夫することが必要です。

次ページは、知的障害のある児童生徒のためのキャリア教育学習プログラム枠組み(例)です。

— 知的障害のある児童生徒のためのキャリア教育学習プログラム 枠組み（例） —

		幼稚園・保育所 早期療育	小学部		中学部	高等部	卒業後
			1～3年	4～6年			
進路発達段階		生活基盤形成	身辺自立の確立と人間関係の基盤形成		社会生活能力と自己表現力の育成	社会生活能力の確立と自己選択・自己決定力の育成	社会的移行
各発達段階における 主なねらい		・生活リズムを整える ・身辺処理に関心をもつ ・認知能力を高める ・自他への関心を高める	・身の回りのことが自分でできる ・学習や遊びに進んで取り組む ・コミュニケーション能力を育てる ・地域や社会への関心を育てる		・基本的な生活習慣を身に付ける ・自主性・主体性を育てる ・作業能力を育てる ・コミュニケーション能力を高める ・地域や社会への参加を促す	・生活を豊かにするための基礎的な知識・技術・態度を身に付ける ・主体的に働く力を育てる ・社会生活に必要な力を育てる ・自己選択、自己決定力を育てる	・職場への適応 ・地域社会への適応 ・余暇活動、生き方
勤労観・職業観		<b>勤労観の形成</b> (○日常生活動作と基本的な生活習慣に関する力 ○社会生活、家庭生活に主体的に参加し役割を果たす力) <b>職業観の育成</b> (○実際の働く力、○職業的な自立に必要な力)					
領域		各学部や発達段階におけるキャリア発達の系統イメージ・関係する教科・領域の活動例					
職業的 (進路) 発達課題に関する領域	かかわる力	あいさつ・返事をする		感謝する	協力・信頼する	場面や目的に応じたコミュニケーションを図る	
	えがく力	感情を表す		自分の望み(夢)を表す	望み(夢)をかなえる方法がわかる	夢の実現に向けて努力する	
	もとめる力	自分で決めようとする		自分で選べる	自分で決めたことに責任を持つ	より良い方法や内容を選択する	
	はたらく力	頼まれたことができる		様々な役割があることを知る	自分の役割がわかる	自分の役割を果たす	
実際の 力の領域	生活する力	基本的な動作ができる		身のまわりのことができる	社会生活に必要な力が身につく	社会生活における様々な知識・技能を身につける	
	たのしみ力	欲求を表現できる		好きなことをやろうとする	好きなことをやるための手段がわかる	自分の興味・関心に基づいた活動ができる	
	たのしみ力	余暇を活用し、生活を楽しむ力		余暇を活用し、生活を楽しむ力	余暇を活用し、生活を楽しむ力	余暇を活用し、生活を楽しむ力	

一人一人にあった社会参加と自立・豊かな生活の実現

< 学校外における支援内容 >

一人一人のニーズや特性を考慮し、本人・家族・関係者の夢をつなぎかなえる「個別の支援計画（個別的教育支援計画・個別の移行支援計画）」による連携

領域	役割	支援内容	支援内容	支援内容	支援内容	支援内容
家庭	<役割> 障害を正しく理解し、あたたかく養育する。一番身近な支援者として本人の気持ちにより添う	早期発見・早期療育 障害理解・受容 安定した母子関係の確立 医療・相談機関との連携	学校・医療・福祉との連携 日常生活動作や基本的な生活習慣の支援・教育 安らぎの場としての機能 地域活動への参加支援	福祉・進路情報の収集 福祉サービスの利用	左に追加：自主的活動の支援 主体性の育成 性についての支援	左に追加：進路先への理解 進路に向けた支援体制の確立
地域	<役割> 地域の一員として受け入れ、必要な支援を行う。家族を支援する。	障害の理解 家族支援	障害の理解 こども会活動への参加支援 地域行事への参加支援		障害の理解 地域行事への参加支援 地域への受け入れ	障害の理解と支援 実習の受け入れ 地域への受け入れと具体的な支援
関係機関	<役割> 本人・家族の気持ちを大切にしながら、本人・家族の幸せを守るための必要な支援を行う	保健：早期発見、早期療育 行政：就学指導 福祉：福祉制度の活用案内、福祉サービス	保健：定期的観察 行政：就学指導、福祉サービスの案内 福祉：福祉サービスの提供		保健：定期的観察 労働：情報提供 福祉：福祉サービスの提供	保健：定期健診、加齢対策 労働：職場指導 福祉：福祉サービスの提供

# 3

## 系統的な学習を行うために

### キャリア教育全体学習計画の作成

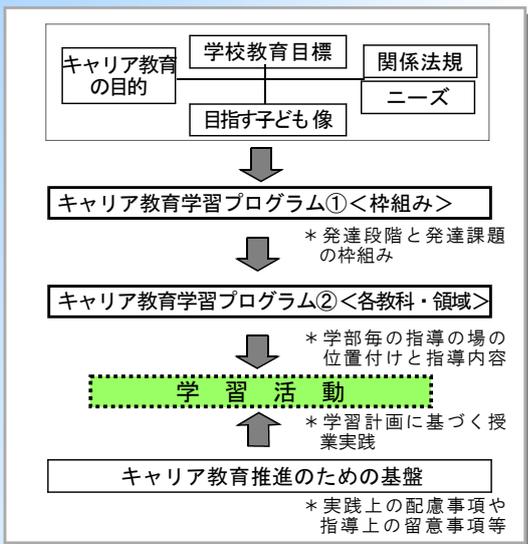
- 教育活動全体をキャリア教育の視点で見直す。
- 学部・学年間及び学部内・学年内の系統性や関連性を明らかにする。
- 各教科・領域の役割や内容が明確になり、指導の充実につながる。

#### 1 キャリア教育全体学習計画の作成

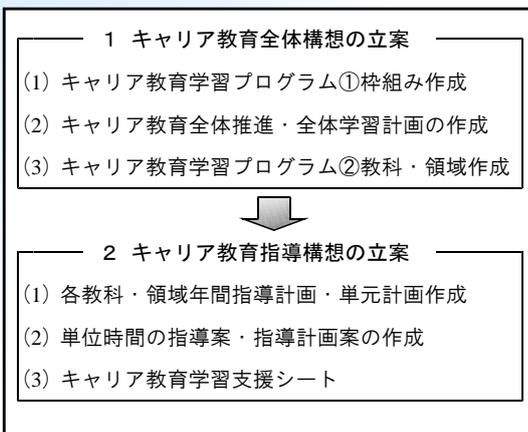
##### ■ キャリア教育全体学習計画とは

系統的なキャリア教育が行われるように、各学部各学年における課題を明らかにし、指導の場に位置付け、学習活動までの流れを示したもの

##### ■ キャリア教育全体学習計画（概観）



##### ■ キャリア教育の具体的な構想のポイント



##### (1) キャリア教育全体学習計画とは

キャリア教育は、卒業後を見通した支援として学校生活全体の中で行うべきものです。キャリア教育を各教科・領域等の日々の授業の中で実践するためには、左図のように、「キャリア教育学習プログラム」を1時間1時間の「学習活動」につなげる学習計画の流れ（全体学習計画）を作成することが必要です。

左図は、「キャリア教育全体学習計画」の概観を表したものです。その学校の目指す子ども像（最終的な目標）に達するために、発達段階（学部別）におけるキャリア発達能力の発達課題を明らかにした「キャリア教育学習プログラム①枠組み（p19～p20）」を作成します。

この「枠組み」をもとに、具体的な指導の場（どの教科・領域で行うか）と各学部における学習目標を明確にし、これを「キャリア教育学習プログラム②各教科・領域」としてまとめます【表3】。

また、各教科・領域の中で特に勤労観・職業観との関連性の高い題材や学習（校外学習 [社会体験]、作業学習、進路に関する学習等）の学部間や学年間の系統性と指導・支援の留意点（手だて）をまとめたものを「キャリア教育学習支援シート」として必要に応じて用意します。

そして、各教科、領域の年間指導計画、単元の指導計画の作成や1単位時間の指導案を作成し、具体的な学習活動につなげます。

全体学習計画の最後には、キャリア教育を推進するための自校の配慮事項や指導上の留意点をまとめ、学習活動（授業実践）を行うための基盤としておさえます。この基盤の中に入るべきものとして、保護者との連携、職員の共通理解、関係機関との連携、地域資源の活用、地域への理解啓発活動、職員の専門性の向上、個別の指導計画の充実などが考えられます。

##### (2) キャリア教育を具体的に構想するポイント

キャリア教育を具体的に構想するポイントとして、学習課題や内容の全体像の構想（学習プログラム①②を含む学習活動までの全体像）と、具体的な指導の構想（年間指導計画、学習指導案等の具体的な学習活動）の二つに分けて構想します。

このキャリア教育実践ガイドブック「理解編」では、キャリア教育全体的な構想の立案の部分を取り上げ、具体的な指導の構想については「実践編」の中で紹介します。

## 2 キャリア教育学習プログラム② <各教科・領域> の作成

【表1】キャリア発達能力の関連付け

	かかわる力 (人間関係形成能力・ 情報活用能力)	えがく力 (将来設計能力)	もとめる力 (意志決定能力)
はたらく力	○様々な職業に関する情報を自分で調べることができる ○他の人と協力して作業を進めることができる	○学校や職場での自分のやるべき役割がわかる ○自分のやりたい職業や仕事の内容がわかる	○自分にふさわしい社会参加のあり方を選ぼうとすることができる ○働くための知識・技能を高めようとする意欲をもつ
生活する力	○適切なコミュニケーションをとることができる ○生活に必要な情報を収集することができる	○一日の流れの見通しを持つことができる ○地域や家庭における夢や自分の役割をイメージすることができる	○より良い生活になるような適切な選択ができる ○生活するための技能を高めようとする意欲をもつ
たのしむ力	○他の人と会話やゲーム、通の趣味を楽しむことができる ○好奇心や探求心を持って、情報の収集ができる	○余暇を自分なりに活用し楽しむことができる ○楽しみや夢をイメージし、表現することができる	○地域資源の適切な活用ができる ○知識欲や好奇心を持つことができる

### (1) キャリア発達能力の関連付け

進路発達課題領域のそれぞれの力を、学習の中に位置付けていくためには、実際の力の領域と関連付けていく必要があります。【表1】は、キャリア発達能力の職業（進路）発達課題領域の力としてとらえた「かかわる力」、「えがく力」、「もとめる力」を、実際の力の領域としてとらえた「はたらく力」、「生活する力」、「たのしむ力」と関連付けたときの具体的な課題内容の例をまとめたものです。

たとえば、「はたらく力」という実際の力を育成する際には、「はたらく」ことに関する知識や技能面だけでなく、職業（進路）発達課題としての「かかわる」、「えがく」、「もとめる」という力も関連付けながら、合わせて指導することで、卒業後の生活を見とおした支援や社会参加と自立に向けた指導につなげることができると考えます。

【表2】各教科・領域等への位置付け（例）

	内 容	小学部	中学部	高等部
はたらく力	体力・巧緻性・認知力・基礎的な学力・集中力・工程の理解など	国語・算数・数学・図工・美術・体育		
		自立活動		
		作業学習・実習		
生活する力	基本的な生活習慣・調理掃除・移動・金銭・社会資源の活用など	日常生活の指導		
		生活単元学習		
		生活	家庭	
たのしむ力	余暇・好奇心・趣味・知識欲・探求心・地域資源の活用など	特別活動		
		音楽・体育・図工・美術		
		遊びの指導	総合的な学習の時間	

### (2) 各教科・領域等への位置付け（指導の場）

職業（進路）発達課題領域の力の「かかわる力」「えがく力」「もとめる力」は、実際の力（「はたらく力」「生活する力」「たのしむ力」）を育てる指導の場の中で行います。

この実際の力を育てる指導の場は、現在の教育課程の中で【表2】のように位置付けることができると考えます。ただし、「はたらく力」「生活する力」「たのしむ力」それぞれについても、互に関連し合う内容でもあることから、必ずしも、ある力とある教科・領域等が一つずつの組合せになるとは限りません。また、教科・領域を合わせた指導（生活単元学習等）においては、各校の児童生徒の実態等に合わせて、様々な内容が取り組まれていることから、各校の現状によって、位置付けの仕方が変わってくると思われます。

【表3】キャリア教育学習プログラム② <各教科・領域>

各教科・領域で育てる社会参加と自立、豊かな生活に必要な力				
	教科・領域のねらい	小学部	中学部	高等部
国語	日常生活や社会生活の中で必要な国語の力を育て、自分の気持ちや考えを表現したり、相手の話を理解する力を育てる	「聞く」「話す」「読む」「書く」力の基盤づくり ○簡単なことばで自分の気持ちを伝える ○文字に興味をもって活用しようとする	日常のことばの理解と表現力の育成 ○伝言ができる ○短い文章を自分で考えて表現する ○生活に必要な	社会生活に必要な国語の力をつける ○自己紹介ができる ○自分の気持ちや考えを相手に伝える ○簡単なマニュアルを読む
算数		○社会参加と自立に必要な各教科の知識・技能に関する内容 ○「かかわる力」「えがく力」「もとめる力」に関する内容 *各学部の最終的な段階の目標を記述		

\*キャリア教育推進ガイドブック（実践・資料編）で紹介

### (3) 各教科・領域毎の学部・学年における学習内容(キャリア教育学習プログラム②)

各教科・領域における社会参加と自立に必要な知識・技能に関する内容と進路発達課題に関連する内容について、それぞれ学部毎にまとめ、各教科・領域における学習内容の系統性と発展性を明確にします。

作成にあたっては、できるだけ具体的な目標を記入し、何ができるようになると良いのかが、明確になるようにします。目標は、その学部における最終的にめざす力（できるようになること）を記入します。

自校の教育課程と照らし合わせながら、作成します。

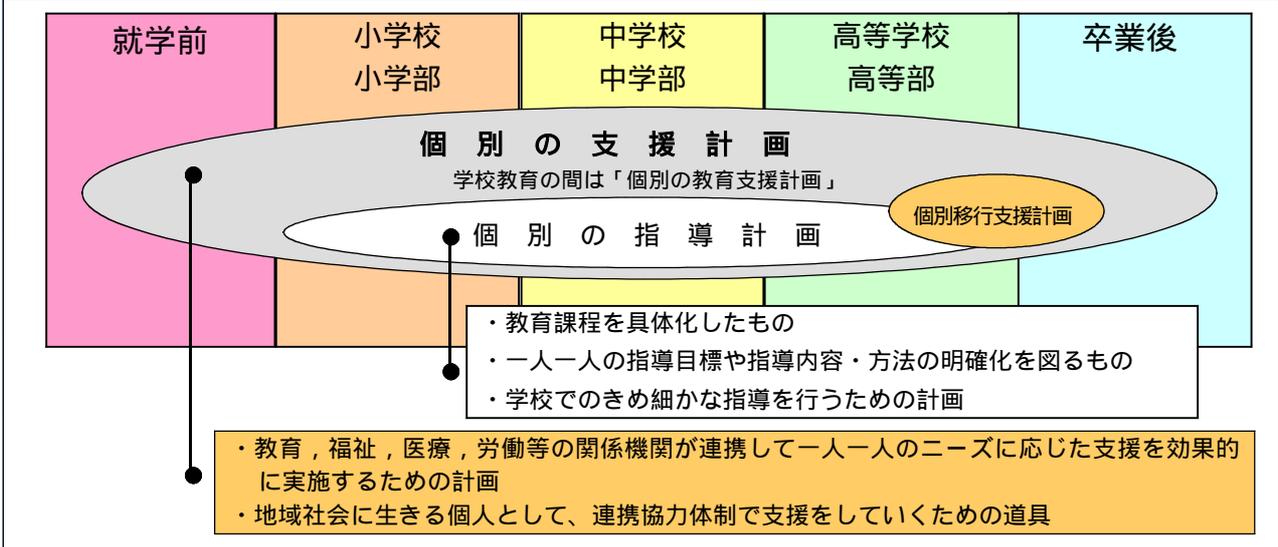
# 4

## 個に応じた支援を行うために

### 個別の教育支援計画と個別の指導計画

- 個別の教育支援計画は、関係機関と学校を結ぶツール。児童生徒を地域社会に生きる個人として、支援し、連携し合う関係ができていますか。
- 個別の指導計画は、指導目標や指導内容、手だてを明確にし、一人の児童生徒を連携して育てるもの。卒業後を見とおした視点は入っているか。

#### 1 個別の教育支援計画と個別の指導計画



【図1】「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等関連図

#### キャリア教育は個別的なもの

本来、進路やその人の生き方は、個別的で個人的なものです。一人一人の歩んできた道や環境、作り上げてきたものによって、その人の幸せの感じ方や価値観は違っているはずで

キャリア教育では、一人一人の思いを大切にしながら、望ましい勤労観・職業観を養い、社会参加と自立を目指します。

#### 保護者の参画と意義

支援者の一人として保護者（家族）の位置付けが明確になる  
関係機関が連携し、保護者（家族）を支える  
保護者（家族）を支援し、障害の受容と理解を手助けする

#### 寄宿舎の個別の指導計画との連携

寄宿舎でも、一人一人に応じた生活支援を行うために個別の指導計画を作成しています。社会自立に向けて、望ましい生活習慣を身に付けることはとても大切です。効果的な指導・支援を行うためには、学校の個別の指導計画と関連付け、連携することが重要です。

【図1】は、「個別の支援計画（教育支援計画）」と「個別の指導計画」「個別の移行支援計画」の関連を図に示したものです。

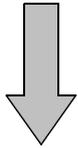
「個別の教育支援計画」とは、障害者基本計画(H14.12)に規定された「個別の支援計画」を教育の視点から、適切に対応していくという考えのもと、障害のある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握して、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成するものです。作成に当たっては、教育と福祉、医療、労働等の関係機関と密接な連携協力を確保することとしています。

「個別の指導計画」とは、平成11年の盲・聾・養護学校学習指導要領の改訂により作成が義務付けられたもので、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にするものとされており、教育課程を具体化し、一人一人の指導内容や手だてを明確にすることが求められています。卒業後を見通した支援を行うには、これらの計画が、効果的に行われることが必要です。

## 2 卒業後を見とおした視点を入れるために

本人・保護者の願いを明確にするための工夫例（様式）

保護者の願い	本人の願い
・名前が書けるようになってほしい	・カラオケに行きたい ・自転車に乗れるようになりたい



\* 大雑把な聞き方では、体的な希望や願いは出てこないものです。また、いつどこで指導するかということが明確にならないと具体的な支援は困難です。

\* 現在の様式を活かして、書き方の観点や例を示すだけでも、意識の変化を促すことができます。

<例1：生活・学習場面に沿った聞き方>

\* 個別の指導計画の作成に

保護者の願い	本人の願い
学習面：ひらがなで読み書きができるようになってほしい 生活面：自分の物の管理ができるようになってほしい 進路面：地域の授産施設に見学に行きたい	学習面：本や歌詞が読めるようになりたい 生活面：自転車に乗る練習をしたい 進路面：どんな仕事があるのか知りたい

<例2：時系列と生活の場に沿った聞き方>

\* 個別の教育支援計画の作成に

	保護者の願い	本人の願い
現在	学校：最後まで飽きないで作業ができるようになってほしい 家庭：手伝いをしてほしい	学校：作業でミスしないようになりたい 家庭：一人で買い物や友達の家に行けるようになりたい
卒業時	日中活動：授産施設で働く力をつける 生活：自宅から一人で通勤する。戸締まり・火の始末ができる	日中活動：スーパーで働きたい 生活：家から通いたい
将来	日中活動：一般就労 生活：グループホーム	日中活動：スーパーで働いている 生活：結婚して、アパートで暮らす

保護者、本人、職員の願いを共有するための工夫例（様式）

児童生徒の一年後の目指す姿（全体像）を記入する欄を設けるまたは現在の記入内容を見直す

\* 教科・領域等別の年間目標の上に全体像としての年間目標を立て、全教科・領域等における共通の目標とする

卒業時の目指す姿を記入する欄を設けるまたは現在の記入内容を見直す

\* その学部在学中にどのような力を身に付けるのか、どんな児童生徒を目指すのかを明らかにし、職員、保護者、本人の共通の目標にする

### （1）本人・保護者・教師の願いを明確にすること

各学校で用いられているの個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式を見ると「保護者の願い」や「本人の願い」を記入する欄が設けられているところが多いです。しかし、この欄は、保護者や本人にとって記入しづらいのが実際のようなのです。

その理由は、いつ、どの場面の願いを書けば良いのかが、はっきり示されていないことと、保護者や本人の将来や現在の生活への具体的な思いや希望を育てる支援（進路支援）が不足していることが原因ではないかと思われます。また、教師自身も、目の前にいる子ども達の具体的な将来像をイメージすることが難しいということもあるようです。

子ども達は、学校を卒業すると、地域に戻り、地域の一員として、必要な支援を受けながら、自立していきます。地域の中で働き、暮らすために、学校生活で、何を身に付けさせなければならないのでしょうか。小学部、中学部、高等部それぞれの生活年齢、ライフステージで求められる支援内容は異なるはずですが、将来の生活を見とおして、今、何を行うべきかを、個別の指導計画や個別の教育支援計画の中に盛り込んでいくことが必要であろうと思われます。

### （2）「願い」が学習・指導に結びつくように

個別の指導計画は、だれのために作成されているかという言うまでもなく、児童生徒本人のためのはずです。

子ども主体の豊かな学校づくりが求められていますが、子ども主体とは、子どもの願いや思いを大切にしたい、子どもの自主的、主体的な活動を促すことであるのではないのでしょうか。また、児童生徒の「思い」や「願い」を育てることが、自主的、主体的な活動につながるはずですが、つまり、「思い」や「願い」を育てることと、自主的、主体的な活動を促すことは、同じことであると考えます。

個別の指導計画の作成にあたっては、本人、保護者の「願い」を学校教育の場に具体的に表現していくことが必要です。本人、保護者の実態やニーズを踏まえ、社会参加と自立に向けたステップを指し示すことのできる力、本人、保護者の「思い」を確かにし、「願い」として高め、本人、保護者の主体的な活動を促す力が、教職員の専門性であるとも言えるのではないのでしょうか。

卒業後を見とおした支援、小・中・高等部の一貫した系統的な学習を行うためには、各発達段階に応じた学習内容を明らかにすることだけでは、社会参加と自立、豊かな生活の実現という目標に達することはできないと考えます。

本人、保護者、教職員（支援者）の「願い」を個別の指導計画や個別の教育支援計画の中に具体的に表し、その「願い」が日々の学習や指導として、実行されることで、一人一人の児童生徒の豊かな生活が実現されると考えます。

# 5

## キャリア教育推進の基盤づくり

### 教職員の専門性の向上と地域・関係機関との連携

- キャリア教育の推進には教職員の専門性を高めることが必要。
- 卒業後を見とおした支援を行うためには、保護者・地域との連携が重要。  
連携を進めるポイントは「開かれた学校づくり」。

#### 1 教職員の専門性の向上

◆ 県内の知的障害養護学校の各学部主事及び進路指導主事を対象とした調査結果(2006, 佐藤)

「キャリア教育を推進するための組織・体制上の課題」  
\* 進路指導主事(8名)に調査



県内の知的障害養護学校の進路指導主事が考える、キャリア教育を推進するための組織・体制上の課題として、最も多かった回答の一つが「職員の専門性の向上」でした。

教職員には、社会的なニーズや児童生徒一人一人のニーズに対応するために、様々な専門的な知識や技能が求められます。キャリア教育を推進するために必要だと思われる専門性に関わる項目を以下にあげます。

#### < キャリア教育を推進するために必要な専門性 >

- キャリア教育の意義の理解
- 的確な実態把握を行う力
- 保護者・関係機関と連携する力
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する力
- 児童生徒の主体的な活動を促す授業を行う力
- 福祉や労働関係の制度の理解
- キャリア・カウンセリングに関する知識・技能 など

\* キャリアカウンセリングとは、「報告書」によると「子ども達一人一人の生き方や進路、教科・科目等の選択に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性について自覚を深めさせたり、適切な情報を提供しながら、子ども達が自らの意志と責任で進路を選択することができるようにするための個別またはグループ別に行う指導援助である」とされています。

#### 2 保護者との連携

保護者との連携を進めるために

- 保護者をともに支援を行うパートナーとして大切にすること
- 保護者のニーズに応え、支えること
- 共に学び、考える機会（PTA研修会等）をもつこと

県内の知的障害養護学校の各学部主事、進路指導主事に対して、卒業後を見とおした支援を行うために重要なことは何かを聞いたところ、小学部、中学部、高等部の全学部主事と進路指導主事が「保護者との連携」をあげています（p. 11参照）。

保護者は、子ども達にとって、最も身近で頼りになる支援者です。子ども達の現在の地域生活を直接・間接的に支援し、卒業後の子ども達の生活を見守る保護者の存在を抜きにして、卒業後を見とおした支援はありえません。保護

者の願いやニーズを大切に、連携して、支援にあたるために、個別の教育支援計画や個別の指導計画の保護者の参画を積極的に進める必要があると考えます。

### 3 地域・関係機関との連携

#### 居住地交流や連携の例

地域のお祭りや行事への参加  
 地域活動（清掃・ボランティア）への参加  
 地域の公共施設の積極的な利用  
 地域の子供会への参加  
 出身小・中学校との交流学習  
 地域の福祉施設等の見学や相談  
 地区懇談会（PTA）の開催  
 地区同窓会の開催 など

\*学校として地域活動をバックアップする体制づくりも必要です

「障害のある子どもを共に地域に暮らす『生活者』ととらえる」

#### 関係機関との連携を進めるために

特別支援教育コーディネーターが中心となって進める  
 各機関の役割、具体的な連携の仕方等を学ぶ  
 各機関へ積極的に働きかける  
 個別の教育支援計画の充実を図る

#### 児童福祉施設との連携

日常的な情報交換を密に行う  
 支援の方針や手だてを共有する  
 個別の支援計画や指導計画の共通理解を図る

#### 連携を進めるポイント

開かれた学校づくりの推進



#### （１）居住地（地域）との連携

卒業後を見とおした支援を行うためには、児童生徒の居住地との連携を進めることが必要です。児童生徒の中には、自宅の近くに友人がいなかったり、長期休業中、どこにも出かけずに家にいるという子どももいます。地域の中で豊かに暮らすためには、在学中から、地域との交流を積極的に進める必要があります。

県内の各養護学校（特別支援学校）では、居住地交流を進める動きが活発になっています。各校の実態に応じて、さらに児童生徒の居住地との連携や交流を進め、子ども達を地域で支える体制が整えられていくことが望まれます。

#### （２）関係機関との連携（福祉・労働・医療）

個別の教育支援計画の策定によって、関係機関との連携が進められていますが、各機関の特徴や役割を十分に活用した効果的な連携が行われている例は、まだまだ少数であると言えるのではないのでしょうか。その原因としては、学校が他機関と連携することに慣れていないことや、本人・保護者・教職員がどんな支援をどのように求めれば良いのかについての知識が少ないということが考えられます。また、支援を受けることへの抵抗感が存在していることもあると思われます。

障害のある人が地域の中で自立して暮らすためには、様々な支援が必要であり、そのための制度を活用することは権利として当たり前のことです。困っていることをそのままにせず、解決する方法を前向きに探すが、社会参加と自立、豊かな生活の実現につながります。

また、児童生徒が児童福祉施設を利用している場合は、連携して支援を進めることが特に大切です。日常的な情報交換を密に行い、卒業後の生活の見通しや支援の方法等を確認し合い、協力して支援にあたります。

#### （３）社会への啓発活動

知的障害のある児童生徒の社会参加と自立を進めるためには、社会全体への啓発活動を推進することも必要です。子ども達を理解してもらうためには、まず、学校が地域の人達に理解してもらう必要があります。

そのためには、特別支援学校では、どんな子ども達にどんなことを教え、どのような子ども達を育てようとしているのかを伝えます。また、特別支援教育の地域のセンタースクールとして、積極的に小・中・高等学校に関わり、地域の中での役割を果たします。特別支援学校を特別な存在にしない努力が、社会への啓発活動につながると考えます。

## コラム 2

# 「キャリア教育で学校はどう変わるのか」

「キャリア教育」は、新しい学習を始めるということではありません。現在の教育活動をキャリア教育の視点で見直すこと、言いかえると、今の教育活動にキャリア教育の視点を入れるということです。

では、現在の教育活動にキャリア教育の視点が入るとどのような変化が期待できるでしょうか。それは、たとえば、今行っている指導や支援は、将来の生活の何に役立つのかということについて見通しがもてるようになる、それぞれの発達段階における指導・支援の内容が明確になることで、学部・学年の責任がはっきりし指導・支援が充実するなどが考えられます。

しかし、これらの具体的な手だては、「キャリア教育」の中に示されているわけではありません。キャリア教育はあくまでも視点を示すこと、教職員や支援者の意識の変化を促すことにあると考えます。つまり、発達段階を踏まえた指導・支援、学部間の連携した指導・支援というものについては、すでに学習指導要領等でその必要性や内容が示されているものであり、新しいものではないということです。

「キャリア教育」という新しい概念は、障害のある人も「働ける人」、「地域の一員」として、とらえることで、ノーマライゼーション社会の実現や、豊かな生活の実現につなげる、一つの意識改革ではないでしょうか。

「特別支援教育」となったことで、今までの養護学校の概念や意識では、社会のニーズに適應することが難しくなっています。今、学校現場に求められていることは、意識の変革です。意識が変わると、行動が変わり、授業が変わり、児童生徒が変わり、学校が変わり、社会が変わります。

「キャリア教育」は、教職員・支援者の意識を変え、学校全体が共通の方向性をもって、児童生徒の「はたらこうとする力」や「はたらく力」を育てることで、子ども達の社会参加と自立を促すことに意義があると考えます。

「教職員の意識が変わる」

「授業が変わる」

「児童生徒の意識が変わる」

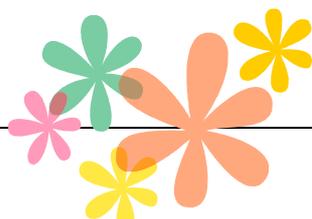
「児童生徒の行動が変わる（力がつく）」 「保護者の意識が変わる」

「学校が変わる」

「社会が変わる」

ノーマライゼーション社会の実現へ

ポイントは教職員の  
意識の変革です



# 第 3 部

## 進路支援資料

～卒業後の生活を  
イメージするために～



第3部では、卒業後の生活をイメージしていただくのに必要な情報等について紹介します。本誌に掲載した情報は平成19年2月現在の情報です。各福祉制度等の最新の情報や具体的な情報については、それぞれの機関にお問い合わせ下さい。

自閉症や発達障害、重症心身障害に関する情報は、本ガイドブックの続編である「実践・資料編」のキャリア教育支援資料で紹介する予定です。

# 1

## 一般就労で求められる力

■ 一般就労で求められる力は、特別な力ではなく、ごく日常的な基礎的な力である。

■ 作業量(出来高)よりも作業の質(不良品を出さない)を重視している。

### 1 就労を実現するための課題と達成時期

【表1】 一般就労を実現するための課題を達成する時期に関する意見

日常生活に関する10課題		協調性に関する10課題	
トイレの利用 ● 食事のマナー ● 身なりを整える ● 身辺の清潔	○ けがの予防 ○ けがの対処 ○ 整理・整頓 ○ 食事の支度 ○ 掃除や洗濯 ○ 余暇の過ごし方	● あいさつ ● 自分勝手な行動 ● 「ありがとう」等 ● 他人に協力 ○ 謝意を表す	○ 協力を受け入れる ○ 失敗をとがめない ○ 場に応じた挨拶 ○ 迷惑をかけたら謝る ○ 場の雰囲気かわかる
職業生活に関する26課題		意思の表示に関する25課題	
無断で持ち出さない ● 目印でわかる ● 仕事中さわがない ● 使ったら返す ● むやみに休まない ● 注意を聞く ● 約束を守る ● 手抜きをしない ● 言い訳をしない ● ごまかさない ● 道具を大切に使う ● 順番がわかる	● 決まりを守る ● ふざけない ● 自他の区別 ● 辛抱強い仕事 ○ 指示を受け入れる ○ 責任をもってやる ○ まじめに仕事 ○ 反復作業に耐える ○ 無駄話をしない ○ 整理・整頓 ○ 仕事に耐える ○ ねばり強い仕事 ○ 積極的に取り組む ○ 工夫して仕事する	● 返事をする ● 作業内容を聞く ● 話を聞き返す ● 仕事の終了報告 ○ 依頼や訴え ○ 上司に報告する ○ 正しく聞き取る ○ 気持ちの表現 ○ 要望や不満 ○ 簡単な伝言 ○ 視線を合わせる ○ 上司に話す ○ 感情を出さない時	○ 説明がわかる ○ 相手の気持ちがわかる ○ 上司などに伝言する ○ 聞き手を見て話す ○ 順序よく話す ○ 場に応じた対応 ○ 立ていな言葉 ○ 立場をわきまえる ○ 意見も述べる ○ わかるように話す ○ 電話の取り次ぎ ○ 電話を利用する
作業に関する6課題	一般的知識の7課題	職業理解の9課題	特徴に関する3課題
● 道具を正しく使う ● 道具を大切に扱う ● 道具を運搬する ● 後片付け ● 作業変更を覚える ● 道具などの管理	○ 119番や110番 ○ 水、電気、ガスの使用 ○ 警察署などのほたらき ○ 諸届けなどの意味 ○ 諸届けなどの記入 ○ 選挙の意味 ○ 外来語がわかる	○ 自分の分担 ○ 仕事の責任 ○ 分担や協力 ○ 基本的労働条件 ○ 履歴書などの書写 ○ 職業の名前がわかる ○ 保険の制度がわかる ○ 職場の組織がわかる ○ PESOの役割がわかる	得意、不得意がわかる やってみたい仕事 がわかる 向いている仕事 がわかる 障害者職業総合センター「知的障害者の就労のための指導課題に関する研究」(2002)の調査研究報告書(p.28, 表1-11より)

備考 □ : 「就職まで」が8割を超える項目      無印 : 「就職1年以上」で8割を超える項目  
 ● : 「就職まで」+「就職後3か月」が8割を超える項目  
 ○ : 「就職まで」+「就職後3か月」+「就職後6か月」が8割を超える項目

#### ■ 一般就労するために特に大切なこと

##### 【日常生活】

- ・ トイレの利用ができること

##### 【職業生活】

- ・ 所有の関係がわかること
- ・ 仕事に集中して取り組むこと
- ・ 仕事に責任をもつこと
- ・ 注意を受け入れ、決められたルールが守れること

##### 【協調性】

- ・ あいさつができること
- ・ 自分勝手な行動をせず、もし、人に迷惑をかけたら謝罪ができること
- ・ お礼が言えること

障害者職業総合センターの「知的障害者の就労のための指導課題に関する研究」(2002)では、知的障害者が、一般就労を実現するためには、「採用時点で何ができるか」という課題達成に対する評価と、雇用を継続するために「採用後、どのくらいの期間を見込んでできることを求めるのか」という視点が必要であるとし、調査を行っています。

【表1】はその結果(対象は知的障害者を雇用したことの無い企業)を表したものです。一般就労を実現するための8領域(日常生活、協調性、職業生活、意思の表示、作業、一般的知識、職業理解、特徴)96課題について、達成時期を調査した結果、就職までに身に付けることが望まれる課題が8割を超えた項目は、「トイレが

一人で利用できる」と「他人の物や会社の物を無断で持っていない」でした。各領域毎の項目は回答の多かったものの順に並んでいます。

表の中の「●」は、就職後3か月以内に求められる課題、「○」は、就職後6か月以内に求められる課題です。無印は、就職後1年以上と比較的長い期間をかける必要があるとされる課題として受けとめられている課題です。

表からは、比較的早い時期に達成されることが期待される課題が多い領域(『日常生活』、『職業生活』、『作業』)と達成されるまでに比較的猶予期間がある課題の多い領域(『一般的知識』、『職業理解』、『特徴』)があるのが明らか

【意思の表示】

- ・呼ばれたら返事ができること
- ・作業終了の報告ができること
- ・指示や説明を正しく聞き取ること
- ・もし、わからなければ聞けること

【一般的な知識】

- ・110番, 119番がわかること
- ・水, ガス, 電気などを大切に使うこと

になったとされています。

【表2】は、同研究の一般就労を実現するために必要な課題の「その2」として設定された「項目を積み上げて達成される課題（6課題47項目）」について、「必要とされる項目」と「当面、必要とされない項目」について調査したものの結果を示したものです。

この中で、特に必要とされている項目（「必要である」

が80%を超えた）は、表の中の「○」がついている項目です。

【表1】、【表2】の結果をもとに、一般就労に必要な力について見ると、非常に基本的な生活習慣や知識であることに気付かされるはずですが、つまり、就労するための力は、複雑で難しいものではなく、日常生活の中でごく普通に求められるレベルのものであるということです。大切なことは、これらの基礎・基本的な力を日常の授業の中でしっかりと身に付くように指導・支援を小学部の段階から繰り返し行うことであると考えます。

【表2】 一般就労を実現するために「必要とされる項目」、「当面、必要とされない項目」

課題	「必要とされる項目」 （「必要である」の回答率が70%以上の項目）	「当面、必要とされない項目」 （「必要である」の回答率が50%以下）
『安全』	○ 危険なものや危険なことがわかる ○ 危険がわかり、指示に従う 危険な状況を判断できる	危険な状況に対処できる
『時間の理解と管理』	○ 仕事に行く日がわかる 時計で大体の時刻が読める 日付や曜日がわかる	日課やスケジュール表を読む 時間や日数の計算をする 乗り物などの時刻表を読む 計画を立てることの必要性がわかる 予定を立てて生活する
『移動』	○ 職場まで交通機関により一人で行く 最寄りの駅やバス停まで一人で行く 会社の中で一人で目的の場所まで行く	知らない場所でも一人で行く
『数の理解』	○ 簡単な数字を読んだり書いたりする 簡単な数を数える	簡単な乗法がわかり、計算をする 簡単な除法がわかり、計算をする
『言葉の学習』	○ ひらがなや簡単な漢字を読む 看板や標識がわかる ひらがなや簡単な漢字を書く	語句や短い文を正しく書く できるだけ順序立てて書く
『金銭管理』	○ 勤労により報酬が得られることがわかる	日用品のおよその値段がわかる 予算を立てて計画的に買い物をする 簡単な金銭収支を記録する 計画的に貯金・預金をする 家計の収入・支出状況がわかる

○：必要とされる項目において回答率が80%を超えた項目

障害者職業総合センター「知的障害者の就労のための指導課題に関する研究」(2002)の調査研究報告書(p.42, 表1-16より)

## 2 作業量と作業の質について

【表3】 「出来高」と「不良品の発生率」に関する業種別の見解 単位(%)

回答数	出来高							不良品の発生率							
	健常者 と同 等	健常者 の 70% 以上	健常者 の 60% 59%	健常者 の 50% 59%	健常者 の 40% 49%	健常者 の 30% 39%	その他	1% 未 満	1 2% 2%	3 4% 4%	5 6% 6%	7 8% 8%	9 10% 10%	その他	
製造業 178社	8.4	185	236	247	140	7.3	3.4	169社	35.5	15.4	18.3	16.6	0.0	3.6	10.7
建設業 139社	5.0	16.5	18.7	28.8	16.5	9.4	5.0	125社	18.4	10.4	16.8	20.0	3.2	13.6	17.6
卸売・小売・飲食店 111社	8.1	21.6	11.7	20.7	17.1	14.4	6.3	101社	14.9	13.9	17.8	30.7	2.0	6.9	13.9
金融・保険・不動産 121社	10.7	17.4	11.6	24.8	14.9	14.9	5.8	113社	25.7	13.3	14.2	19.5	0.9	6.2	20.4
サービス業 74社	5.4	17.6	12.2	25.7	21.6	9.5	8.1	63社	22.2	15.9	20.6	11.1	3.2	7.9	19.0
その他の業種 43社	11.6	20.9	11.6	30.2	18.6	2.3	4.7	39社	23.1	23.1	15.4	15.4	2.6	2.6	17.9
全体 666社	8.0	18.5	16.4	25.4	16.4	10.2	5.3	610社	24.6	14.3	17.2	19.5	1.6	7.0	15.7

\*）その他の業種：電気・ガス・熱供給・水道業／運輸・通信業

障害者職業総合センター「知的障害者の就労のための指導課題に関する研究」(2002)の調査研究報告書(p.18, 表1-6より)

### 「就労移行支援のためのチェックリスト」

平成18年8月に厚生労働省より「就労移行支援のためのチェックリスト」が発表されました。このチェックリストは、この項で紹介した障害者職業総合センターの調査研究等を基に作成された障害者の一般就労へ向けた支援を円滑に行うための共通ツールです。各学校や機関においての活用が期待されています。

「不良品の発生率」については、「1%未満」の回答が最も多くなっています。業種別で見ると、製造業が最も厳しい数値になっています。

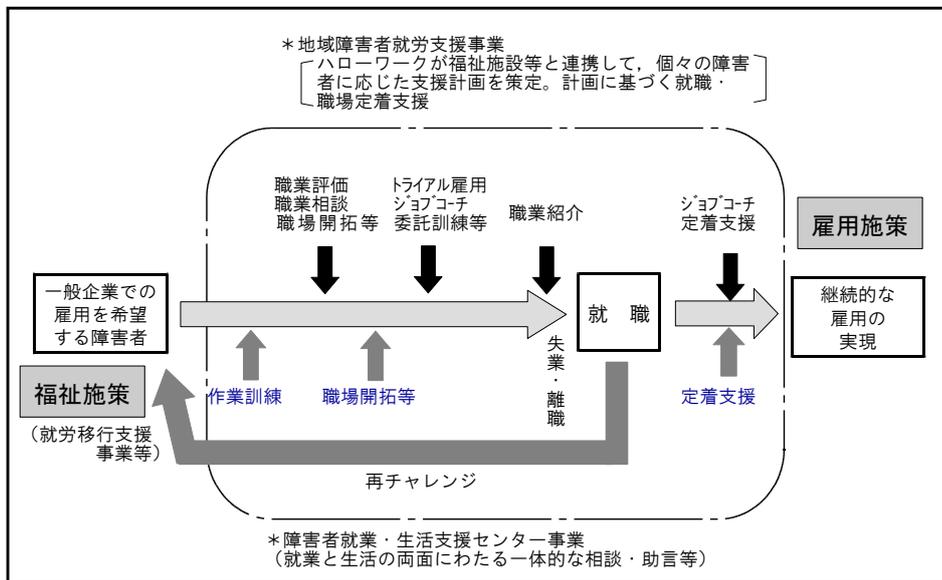
つまり、作業量については、健常者の半分程度でも良いが、作業の質（不良品を発生させない）については、要求が高いことがわかります。

# 2

## 就労を支援する制度等

- 一般就労に向け、在学中から労働機関と連携した積極的な支援が行われている。
- 福祉施設等に進んだ場合も各施設で就労移行支援事業等を受けることができる。

### 1 雇用と福祉の連携による就労支援



一般企業への就職を目指す場合には、ハローワークへ障害者求職登録を行います。

【図1】は、就職を希望する障害者の就労支援の流れを示したものです。在学中は、学校が労働機関と連携しながら、一人一人にあった支援計画を作成し就職を目指します。

県内のほとんどの特別支援学校高等部では、校内実習 → 職場体験実習 → 現場実習（就職を希望する企業での実習）と段階的に繰

【図1】 雇用と福祉の連携による就労支援

\* 図1～4は平成18年4月に厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部が実施した「障害者自立支援法における就労支援と障害者福祉計画」説明会資料を参考に作成

り返し、実習を行うことで、本人の意欲や働く力を高めるとともに、企業への理解を促し、就職に結び付けています。

必要に応じて、障害者職業センターで「職業評価（職業適性検査）」を受けたり、ワークトレーニングコース等を利用します。

現場実習等の結果から就職が内定すると、ハローワークを通して、具体的な勤務時間、賃金等の条件を決めます。また、ジョブコーチによる定着支援を受けるかどうか、卒業後の生活支援をどうするかなどの、社会生活への移行に向けた支援会議を、各関係機関が集まって、一人一人について行います。

また、在学中に各市町村の相談支援専門員（地域生活支援事業）と交流をもったり、地域の福祉施設等への見学、体験実習等を行うことで、就職後に相談できるところを本人に教える必要があります。また、学校としても継続支援の体制を整えることが必要です。

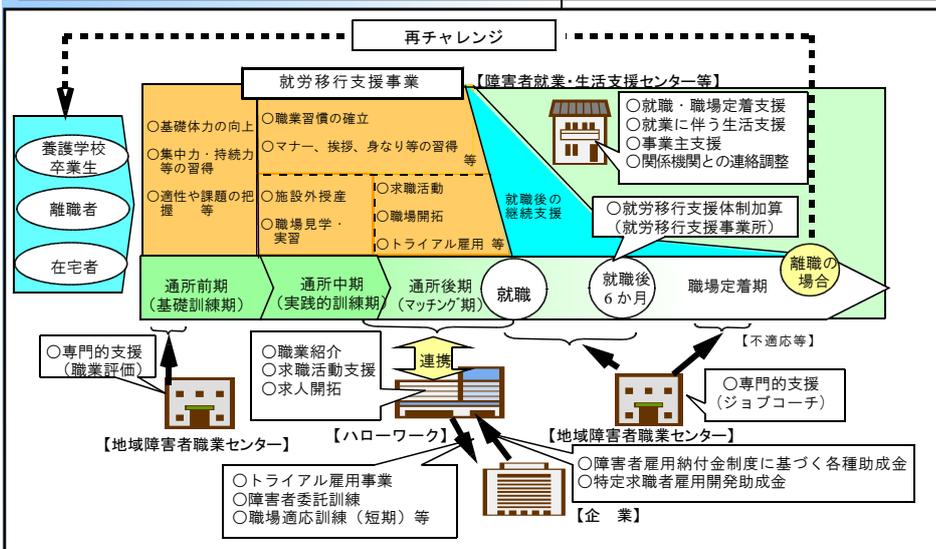
#### ？ トライアル雇用とは何ですか

ハローワークの職業紹介により、事業主と障害者の間で3か月以内の有期雇用契約を結び、短期間の試用（トライアル）雇用を行うことで、雇用へのきっかけを作り、一般就労への移行を促進するものです。事業主に対して月5万円支給されます。平成16年度の常用雇用移行率は82.8%です。

#### ？ ジョブコーチとは何ですか

職場適応を容易にするために支援を行う人をジョブコーチ（職場適応援助者）と呼んでいます。就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主自ら、ジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施します。平成16年度の支援実績は、対象者2,960人、職場定着率83%です。

## 2 就労移行支援事業



【図2】 就労移行支援事業と労働施策の連携

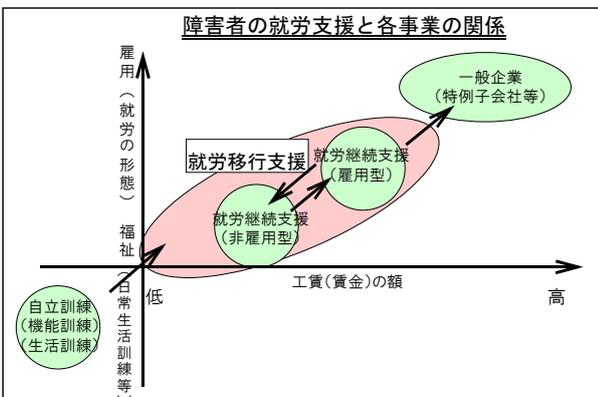
卒業後に福祉施設を利用する場合も、就労に向けて【図2】のような就労移行支援事業を各施設で受けることができます。厚生労働省の障害福祉計画における「平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上にする」という数値目標に向けて、取組を進めています（【図3】）。

就労に向けた支援事業は、今後さらに進んでいくことが予想されていますが、最も大切なのは本人の「働きたい」という気持ちと家族の支援です。働くことのすばらしさや喜びを教え、適切な勤労観や職業観が育つよう支援を行うことが必要です。

- 「障害者福祉計画に盛り込むべき就労関係の目標について」
- 現在の福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用
  - 福祉施設から一般就労へ移行する者について
    - ① 全ての者がハローワーク、障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける
    - ② 3割が障害者委託訓練を受講する
    - ③ 5割が障害者試行雇用(トライアル雇用)の開始者になる
    - ④ 5割が職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を受ける

【図3】 障害者福祉計画に盛り込むべき就労関係の目標について

## 3 就労継続支援事業



【図4】 障害者の就労支援と各事業の関係

就労移行支援事業等を利用して、就労に結び付かなかったり、年齢や体力面で就労が困難な方に対しては、授産施設等で、就労継続支援事業を受けることができます。

就労継続支援事業には「雇用型」と「非雇用型」があります。これらの事業を行うためには、目標工賃の達成や就労移行支援の実績が必要であり、各施設において対応を進めている段階です。卒業後に施設の利用を考える場合には、各施設がどのような取組をしているか、また、実績はどうなっているかについても知る必要があると思われます。

就労継続支援事業(雇用型)	就労継続支援事業(非雇用型)
<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能者(利用開始時、65歳未満の者)</li> <li>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結び付かなかった者</li> <li>② 盲・聾・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結び付かなかった者</li> <li>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</li> </ul> <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労に向けて支援</li> <li>○ 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能</li> <li>○ 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう障害者の利用定員10人からの事業実施が可能</li> </ul>	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結び付かない者や一定年齢に達している者であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者</li> <li>① 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者</li> <li>② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結び付かなかった者</li> <li>③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者</li> </ul> <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援</li> <li>○ 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3千円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする。</li> <li>○ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表。</li> <li>○ 利用期間の制限なし</li> </ul>

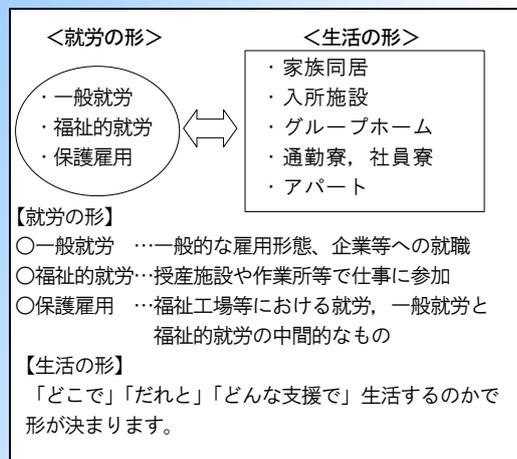
# 3

## 各施設の特徴とポイント

- 各施設では様々な生活支援サービスを行っている。また、様々な相談の窓口にもなる。地域の施設とつながりをもつことは大切。
- 施設は基本的には社会参加と自立に向けた訓練をするところ。

### 1 知的障害者に関する主な施設

#### ■さまざまな社会参加の形



#### ❓ 施設を利用するのにお金が必要ですか

施設訓練等支援費の扶養義務者分として、保護者の所得税額によって負担金があります。しかし、20歳を過ぎれば、保護者負担はなくなり本人の負担になります。食費等の実費負担は必要ですが収入により減免されます。

#### ❓ 施設を利用するにはどうすれば良いのですか

施設には定員がありますので、各施設に相談します。支援費対象の施設は市町村の窓口に出します。卒業後の進路として考える場合は、学校の進路の先生が窓口になりますので、学校に相談します。

#### ❓ ずっと施設にいたることはできますか

自立に向けて生活訓練や職業訓練を行う場所です。基本的には、本人の力を付け自立（一般就労・自活）することが望まれています。

#### (1) 施設とは

社会自立、職業自立に向けて様々な訓練を実施するところです。15歳（中学校卒業）以上が対象となります。地方公共団体や社会福祉法人が運営し、法律により建物の広さや運営方法が決まっています。更生施設、授産施設、通勤寮、福祉ホーム、福祉工場の別があります。施設には、知的障害者、精神障害者、身体障害者の別がありますが、複数の障害種に対応している施設もあります。

#### (2) 各施設の違い

##### ① 更生施設（支援費制度対象）

社会自立に必要な生活訓練、作業訓練を行う施設です。重度棟と一般棟を併設し、ほとんどが入所型の施設です。

##### ② 授産施設（支援費制度対象）

社会自立訓練に加え、職業の場を用意し自立を促します。作業収益から賃金が支払われます。入所型と通所型があり、通所型の施設の方が多いです。

##### ③ 障害者小規模通所授産施設

18歳以上の知的障害者で、雇用されることが困難な方を入所または通所させ、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活を促すことを目的とした定員19人以下の施設です。障害種別（身体・知的・精神）をこえての共同利用が可能な施設です。

##### ④ 通勤寮

就労している人が一定期間入所し、仕事をしながら、対人関係の調整、余暇利用、金銭管理などの社会自立に必要な能力を身につけます。（岩手県内には奥州市のときわ寮の1カ所のみあります）運営は更生（入所）施設が行います。

##### ⑤ 福祉ホーム

就労している人が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設です。運営は更生（入所）施設が行います。

**給料はもらえますか**

作業収益から、工賃や給料という形でもらえます。金額は福祉工場で2万円～8万円、授産施設では3千円～2万円、作業所では数千円というところが多いようです。ただし、収益の状態によっては0円ということもあります。また施設によって、利用者一律の金額であったり、能力給であったりします。

**⑥ 福祉工場**

知的障害者福祉工場は、知的障害者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就職できない人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会参加と自立を促進することが目的です。

**2 作業所（無認可小規模作業所）について****作業所の良いところは何ですか**

作業所の良いところは、法的な制約が少ないことです。ですから、定員についてもある程度融通がききますし、運営についても、保護者や本人の意見がとれやすいということが言えます。また、作業所は数人の仲間と場所があれば、すぐに始めることができます。ただし、市町村から補助金は出ているものの施設よりも経営の面で安定しているとは言えません。

親の会や市町村の社会福祉協議会、NPO法人等が運営しています。自宅から通って作業に参加し、社会自立に必要な力を身に付けます。法人としての認可は受けていません。設置されている場所も公立の福祉センター内や民間の住宅を借りたり等様々です。岩手県内には、身体障害、知的障害、精神障害の方が働く障害者作業所が約60ヶ所あり、約900人が利用しています。

作業所では企業等から依頼された労務や工業製品の製造、食料品や工芸品などの生産と販売を行っています。

**3 グループホーム（知的障害者地域生活援助）について****卒業後すぐにグループホームに入れますか**

不可能ではありませんが、現実的には難しいようです。まず第一にはお金の問題があります。グループホームで生活するためには、約6万円～8万円の負担がかかります。また、グループホームに空きがあることや、本人の生活面での自立の程度など確認しなければならないことが多いです。在学中の早い時期に相談してみてください。

地域生活を送ろうとする障害者を援助するものです。一般の住宅やアパートで4人～7人が世話人の援助を受けながら共同で生活します。利用するためには、家賃、光熱費、食費等が個人の負担になるため、就労や障害基礎年金の受給等、収入があることが条件になります。

県知事が指定した指定居宅支援事業者の中から利用したい地域生活援助（グループホーム）事業者を選んで、サービスの利用契約を結びます。

グループホームの設置数は年々増加しており、今後も増えていくことが予想されます。

**4 これからの施設の流れと選択のポイント****■施設の選択のポイント**

- ①必ず見学・体験すること
  - ②本人の気持ちを尊重すること
  - ③施設の方針や支援の内容を確認すること
  - ④地域に開かれた施設であること
  - ⑤一般就労に向けた取り組みに積極的であること
  - ⑥ケアマネージャーなどによる個別の支援計画が適切に作成されていること
- など

\* 施設は自分で選ぶことができます。  
自己選択・自己決定が大切です。

**<これからの施設の流れ>****① 一般就労に向けた取り組み**

障害者自立支援法を受けて、各施設（作業所）における利用者の一般就労に向けた支援が活発になります。

**② グループホームの設置**

障害のある人の地域生活をバックアップするためのグループホームの設置を各施設が進めています

**③ 様々なサービスの提供**

レスパイトサービス、学校への送迎サービス、入浴サービス、ディサービスなど様々なサービスを提供する施設が増えてきました。支援費制度を活用して、在学中から様々なサービスを受けている家庭も多くなっています。

**④ 高齢者・重度者への対策**

各施設の高齢化、重度化が進んでいます。医療機関との連携や福祉行政との連携が進められています。

## 4 障害者自立支援法について

- 障害者自立支援法は、障害者が平成18年10月より全面施行された。
- 障害者が地域で暮らしていくために必要な支援について定められている。
- 在学中から、様々なサービスを受けることができる。支援関係者は制度の仕組みや内容をおさえておく必要がある。

### 1 はじめに

このページは、厚生労働省と社会福祉法人全国社会福祉協議会が作成した「支援費パンフレット」をもとに作成しています。詳しい情報や新しい情報については、各市町村福祉担当課にお問い合わせ下さい。

#### (1) はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。しかし、次のような問題点が指摘されていました。

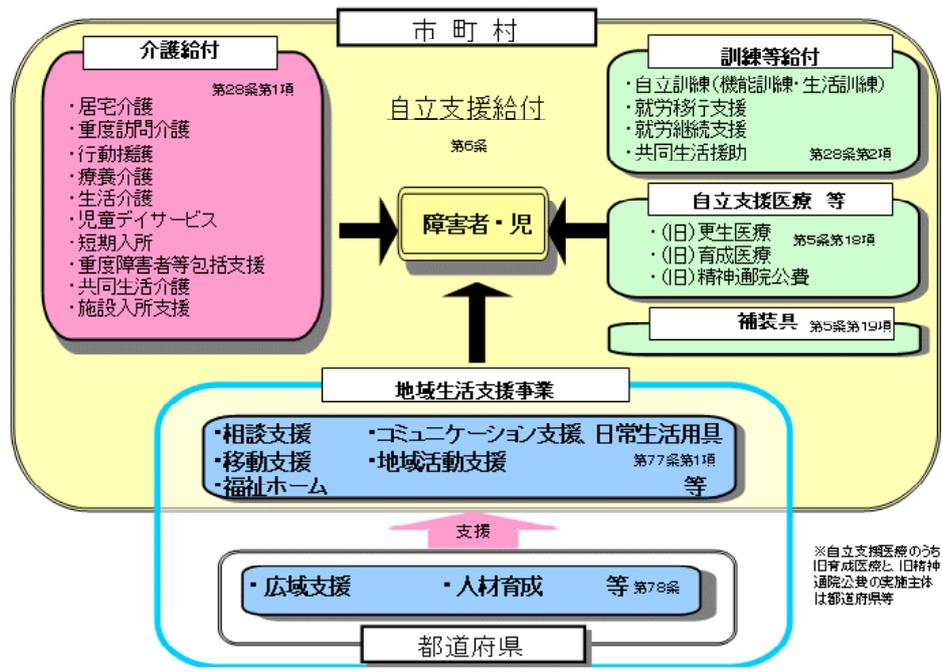
- ①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

#### (2) 障害者自立支援法のポイント

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

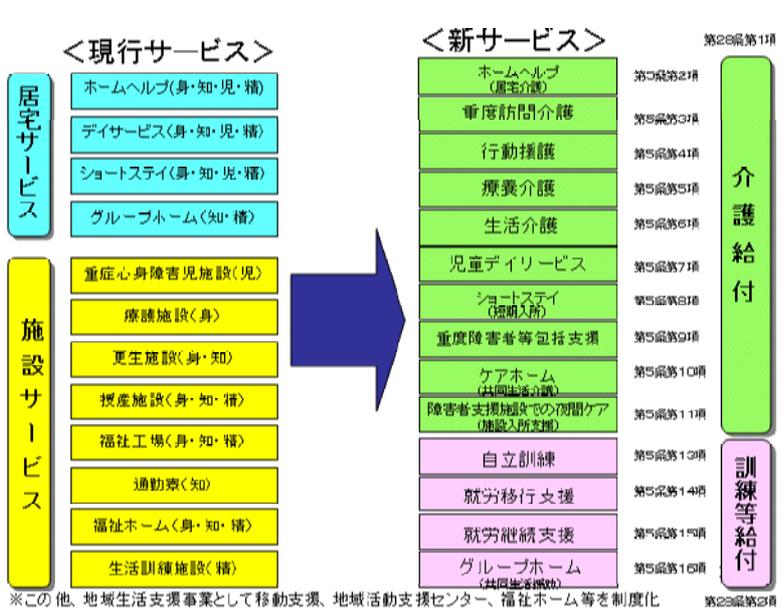
## 2 自立支援システムの全体像



障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています（左図）。

市町村で行う「自立支援給付」には、「介護給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療等」、「補装具」があります。ただし、自立支援医療の（旧）育成医療、（旧）精神通院公費の実施主体は都道府県です。都道府県が行う「地域生活支援事業」は、専門性の高い相談支援や広域的な対応が必要な事業や人材育成等になります。

## 3 福祉サービス体系

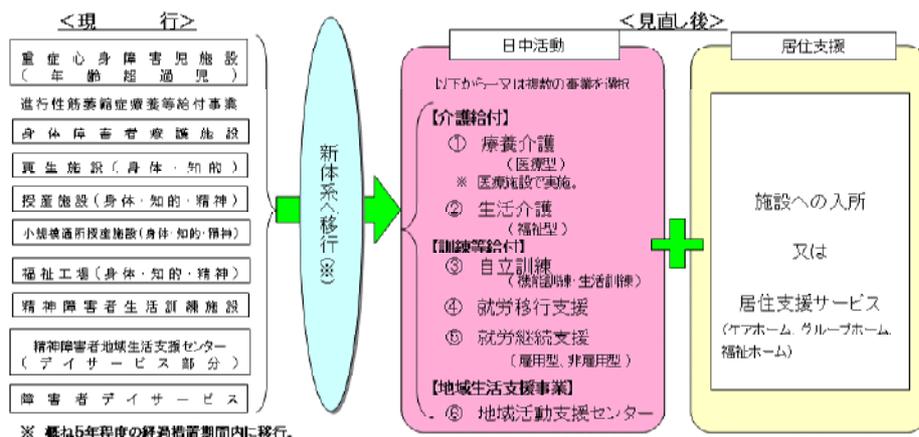


サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

## 4 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。



例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせて利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

【ポイント】

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消

## 5 地域生活支援事業

【市町村事業】

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

【都道府県事業】

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	精神障害者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業（研修事業を含む。）	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。

(1) 地域生活支援事業

地域生活支援事業がはじまります。

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として左表の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズをふまえ、地域の实情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組を行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

(2) 重度の障害者の移動支援

重度の障害者の移動支援については、突発的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供するとしています。

移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、サービス類型を創設し、個別給付でサービスを提供するとしています。

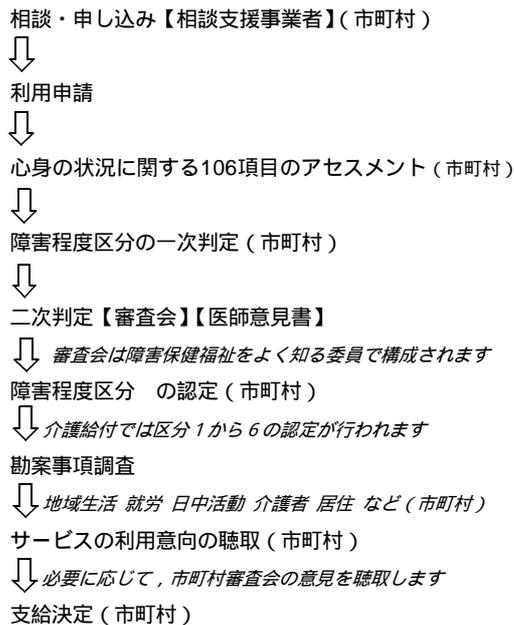
## 6 支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

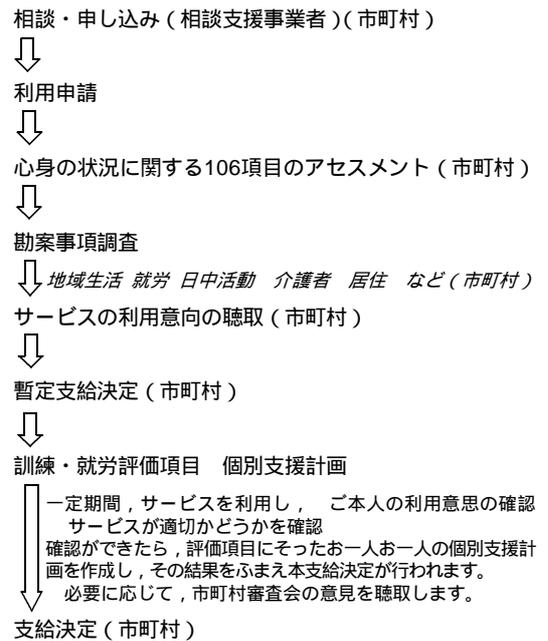
- 障害者の心身の状況（障害程度区分）
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。

### 介護給付を希望する場合



### 訓練等給付を希望する場合



### 障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目(79項目)に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目(7項目)、多動やこだわりなど行動障害に関する項目(9項目)、話がまとまらないなど精神面に関する項目(11項目)の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

\*IADLとは、手段的日常生活動作(Instrumental Activity of Daily Living)の略で、ADLを基本にした日常生活上の複雑な動作のことです。

## 7 利用者負担の仕組み

生活保護	生活保護受給世帯	月額負担上限額 0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する ご本人の収入が80万円以下の方	月額負担上限額 15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	月額負担上限額 24,600円
一般	市町村民税課税世帯	月額負担上限額 37,200円

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

### (1) 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて【左

**例示**

**障害者支援施設(生活介護+施設入所支援)を利用している場合(20歳以上)**

生活介護サービス費+施設入所支援サービス費 350,000円  
 利用される方の年齢 30歳

**生活保護受給世帯【生活保護】**

サービス利用料 0円  
 食事等実費負担 58,000円 補足給付後 22,000円  
 合計負担額 22,000円

**障害基礎年金2級受給者(年金月額66,208円)【低所得1】**

サービス利用料 15,000円 個別減免後 0円  
 食事等実費負担 58,000円 補足給付後 41,208円  
 合計負担額 41,208円

(手元に残るお金)25,000円

**障害基礎年金1級受給者(年金月額82,758円)【低所得2】**

サービス利用料 24,600円 個別減免後 8,045円  
 食事等実費負担 58,000円 補足給付後 46,712円  
 合計負担額 54,757円

(手元に残るお金)28,001円

**一般**

サービス利用料 35,000円  
 食事等実費負担 58,000円  
 合計負担額 93,000円

収入が障害基礎年金のみである場合

グループホームと通所事業を利用している場合

グループホームのサービス費 60,000円、通所事業のサービス費150,000円

**生活保護受給世帯【生活保護】**

サービス利用料 0円

**障害基礎年金2級受給者(年金月額66,208円)【低所得1】**

サービス利用料 15,000円 個別減免後 0円

**障害基礎年金1級受給者(年金月額82,758円)【低所得2】**

サービス利用料 21,000円 個別減免後 1,963円

**一般**

サービス利用料 21,000円

収入が障害基礎年金のみである場合

通所事業とホームヘルプを利用している場合

通所事業のサービス費130,000円、ホームヘルプのサービス費150,000円

同一の事業所が運営している通所事業とホームヘルプを利用している場合

**生活保護受給世帯【生活保護】**

サービス利用料 0円

食事等実費負担 14,300円 減免後 5,100円

合計負担額 5,100円

**障害基礎年金2級受給者(年金月額66,208円)【低所得1】**

サービス利用料 15,000円 社会福祉法人軽減後 7,500円

食事等実費負担 14,300円 減免後 5,100円

合計負担額 12,600円

**障害基礎年金1級受給者(年金月額82,758円)【低所得2】**

サービス利用料 24,600円 社会福祉法人軽減後 12,300円

食事等実費負担 14,300円 減免後 5,100円

合計負担額 17,400円

**一般**

サービス利用料 28,000円

食事等実費負担 14,300円

合計負担額 42,300円

収入が障害基礎年金のみである場合

表】の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができま

**(2) 入所施設, グループホーム・ケアホームを利用する場合, さらに個別減免があります**

**【福祉型個別減免】**

入所施設(20歳以上)やグループホーム・ケアホームを利用する場合、低所得1, 2の世帯であって、預貯金等(注)が350万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

具体的には、入所施設(20歳以上)では、収入が66,667円までの場合は利用者負担はなく、加えて就労収入についても、40,333円までは就労収入が控除され、定率負担はなくなります。40,333円以上の就労収入がある場合には、40,333円を超えた額の50%を利用者負担の上限額とします。就労収入以外で66,667円を超える収入がある場合は、66,667円を超えた額の50%を利用者負担の上限額とします。

グループホーム・ケアホームでは、収入が69,667円までの場合は利用者負担はなく、69,667円を超える収入がある場合は、超えた額の15%を利用者負担の上限額とします。

(グループホーム・ケアホーム利用者の個別減免では、すでに85%を手元に残す配慮を行っているところから、就労収入の控除の対象とはなりません。) (注) 預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。

**【医療型個別減免】**

福祉サービスにあわせて、療養を行うサービスを利用又は施設に入所する場合、定率負担、医療費、食事療養費を合算した利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

(20歳以上の入所者の場合)

適用に当たっては個別減免同様の所得区分、資産の要件があります。適用される場合の利用者負担等の上限額は収入額からその他生活費(25,000円、障害基礎年金1級受給者、60~64歳の方、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護を利用する方は28,000円、65歳以上の方は30,000円)を差し引いた額となります。

(20歳未満の入所者の場合)

20歳以上の場合と異なり、所得区分、資産要件はありません。地域で子供を養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて所得区分に応じ50,000円から79,000円)となるよう、上限額の設定を行います。さらに18歳未満の場合には教育費相当分としてその他生活費に9,000円を加えます。

低所得 1	1つの事業所あたりの月額負担上限額7,500円
低所得 2	1つの事業所あたりの月額負担上限額12,300円 (通所施設(事業)利用の場合、7,500円)

単身世帯	収入150万円以下	預貯金等350万円以下
2人世帯	収入200万円以下	預貯金等450万円以下
3人世帯	収入250万円以下	預貯金等550万円以下

(注1) 原則、社会福祉法人ですが、その地域(同一市町村内)にサービスを提供する社会福祉法人がない場合は、他の法人でも認められます。

(注2) ○収入基準額から、障害者本人の工賃等による就労収入については、年間28.8万円まで控除します。○預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。

### 困ったことがあったとき

福祉サービスについて、わからないことがあったときは下のような制度等を利用することができます。

#### 不服審査申立

認定された障害程度区分や、支給決定について不服のある場合には、都道府県(障害者介護給付費等不服審査会)に申し出ることができます。

#### 苦情解決事業

障害福祉サービス等全般に関する苦情については、苦情解決事業を活用できます。各事業者に設置された苦情受付窓口に応じ出することもできますし、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に直接申し出ることができます。

#### 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な方々が、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを受ける事業です。お近くの社会福祉協議会でご相談ください。

#### 成年後見事業

判断能力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際、その意思決定に不安がある方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度です。お近くの役所や地域にある市町村の障害福祉の相談窓口、社会福祉協議会、司法書士事務所、弁護士事務所等でご相談ください。

### (3) 社会福祉法人等の提供するサービスを利用する場合、1つの事業所での月額負担上限額は半額になります

通所サービス、入所施設等(20歳未満)、ホームヘルプについて社会福祉法人等(注1)が提供するサービスを利用する場合、経過措置として、収入や資産が一定以下(左表)であれば、社会福祉法人軽減の対象になります。この場合、1つの事業所における上限額は、月額負担上限額の半額となります。通所施設(事業)を利用する場合には、低所得2であっても、7,500円となります。

### (4) 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じです

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを越えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます(償還払い方式によります。)。例えば、低所得2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、24,600円が上限となります。

### (5) 食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には施設における費用の基準を設定し(58,000円)、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や60歳以上の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者・障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円)が残るように補足給付が行われます。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて低所得世帯、一般世帯(市町村民税所得割20,000円未満世帯)で50,000円、一般世帯(市町村民税所得割20,000円以上世帯)で79,000円)となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

通所施設等では、低所得の場合、平成21年3月末まで、人件費分が支給され食材料費のみの負担となるため、おおよそ3分の1の負担となります(月22日利用の場合、約5,100円程度)。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

### (6) 生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じて、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担額も引き下げます(社会福祉法人減免)。

# 5 その他の福祉制度の活用

- 療育手帳や身体障害者手帳は、様々な福祉サービスを受けるために必要。取得のメリットは大きい。
- 障害者割引は、公共の交通機関や施設でほとんど行われている。利用の前に確認することが大事。

## 1 各種障害者手帳

**?** 手帳は必ず取らなければなりませんか

必ず取らなければならないものではありませんが、公的な福祉サービスを受けるためには必要です。障害者雇用枠で就職する場合や、施設や作業所を利用する場合にも必要になります。各学校でも取得されることを勧めています。

**?** 手帳はいつでも取れますか

障害があり、支援等が必要になった場合にいつでも取得できます。申請には療育手帳の場合は、岩手県福祉総合センターでの判定、身体障害者手帳の場合は指定医師の診断書等が必要です。療育手帳も成人してからでも取得できます。

### ■ 精神障害者手帳

精神に障害のある方に交付される手帳です。手帳には、療育(知的障害者)、身体障害者、精神障害者の3種類があります。

### (1) 療育手帳

知的障害児(者)に発行される手帳で、障害の程度によって「A(重度)」または「B(中・軽度)」の手帳が交付されます。窓口は各市町村の福祉事務所等です。手帳の交付を受けたあとは、障害の程度の確認をするために、原則として2年ごとに児童相談所または知的障害者更生相談所で判定を受けることになっています。

### (2) 身体障害者手帳

身体に障害のある方に交付される手帳で、障害の程度によって、1級(最重度)から6級(軽度)までの等級があります。窓口は各市町村の福祉事務所等です。障害が重複している方の場合は、療育手帳と身体障害者手帳の両方を取得されている方もいます。

### (3) 手帳交付後の援助措置

特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度、税の諸控除及び減免、公営住宅の優先入居、NHK受信料の免除、自動車税の減免、運賃割引(電車・バス・飛行機・タクシー等)、有料道路の通行料金割引など

## 2 年金・手当

**?** 障害基礎年金の支給制限を教えてください

20歳前に疾病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が398万4千円(2人世帯)を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、500万1千円を超える場合には全額支給停止とする2段階制がとられています。

### (1) 障害基礎年金

原則として国民年金に加入しているとき、けがや病気で障害者になったときに支給されます。成人前に障害が認定された場合は、保険料の納付なしに年金を受け取ることができます。障害のために社会自立が困難と認められた場合に受給でき、1級と2級に区分されています。1級の場合は年額990,125円、2級の場合は792,100円(平成18年度)です。請求の手続きは、市町村の国民年金係で行います。就労していても、受給することができます。年金は申請しなければもらえません。各市町村の相談支援専門員や利用している施設に相談すると良いようです。

**手当の支給制限を教えてください**

どちらの手当も施設に入所している方や制限以上の所得があるときは、対象になりません。

**厚生年金を納めても、将来、もらえないと聞きましたが本当ですか**

平成18年4月からもらえるようになりました。平成18年3月以前は、同時に複数の年金を受けることができないという原則から、いずれかの年金を一つ選択することになっていました。そのため、障害を有しながら働いたことが年金制度上、評価されない仕組みになっていましたが、改善されました。一般企業で働く場合は、厚生年金の加入状況を把握し、将来、老齢厚生年金をもらい忘れることのないように気をつけましょう。

**(2) 特別児童扶養手当**

心身に障害のある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に対し支給される手当です。1級と2級の区分があり、1級は身障手帳1、2級と療育手帳Aの所持者または同程度の障害のある方で、2級は身障手帳3、4級の一部と療育手帳Bの一部及び同程度の障害のある方が対象です。月額額は1級が50,750円、2級が33,800円です（平成18年）。所得制限は4人世帯で770.7万円です。

**(3) 障害児福祉手当**

在宅で日常生活に常時介護を要する20歳未満の重度障害児（者）に対して支給される手当です。対象は、特別児童扶養手当の支給に関する法律の障害の方（特別児童扶養手当1級、身障手帳1級または療育手帳A程度）。手当額は月額14,380円（平成18年）です。

**3 各種割引など****■ JR運賃の割引内容**

割引対象者	身障手帳1級または療育手帳Aの本人と介護者が利用するとき	身障手帳1・2級または療育手帳A・Bの本人のみ利用するとき
割引区間	全線距離制限なし	片道100kmを超えるとき
割引対象	普通乗車券、急行券、回数券、定期券	普通乗車券
割引率	5割	5割

**■ バス運賃の割引内容**

割引対象者	身障手帳または療育手帳をお持ちの方	
割引対象	普通旅客運賃	定期旅客運賃
割引率	5割	3割

**■ 携帯電話料金等の割引**

障害者が携帯電話を利用するときに、割引サービスが受けられます。身障手帳または療育手帳が必要です。割引内容、手続きについては各会社にお尋ね下さい。

**■ 青い鳥はがき**

身障手帳1、2級及び療育手帳Aをお持ちの方に郵便はがきが無料で配付されています。年1回一人20枚です。配付期間は4月20日～5月31日（期間は変更になる場合があります）。身障手帳、療育手帳を持って最寄りの郵便局へお越し下さい。

**■ NTT無料番号案内**

身障手帳及び療育手帳をお持ちの方が番号案内サービスを利用する場合、無料で利用できます。事前にNTTに申込が必要です。

**(1) JR運賃の割引**

障害者や介護者がJR線を利用する場合、運賃が割引になります。身障手帳または療育手帳を提示します。

**(2) バス運賃の割引**

障害者や介護者が岩手県バス協会加入会社のバスを利用する場合、運賃が割引になります。身障手帳または療育手帳を提示します。

**(3) 航空運賃の割引**

障害者や介護者が航空機を利用する場合、運賃が割引になります。定期航空路線の国内線全区間で割引になります。対象は身障手帳1級または療育手帳Aの方及びその介護者、身障手帳2級または療育手帳Bの方です。割引内容は各航空会社にお問い合わせ下さい。身障手帳または療育手帳を提示します。

**(4) 有料通行料金の割引**

身障者手帳及び療育手帳をお持ちの方で次の条件に該当する場合は、有料道路を通行する場合に料金が割引になります。ただし、営業者は対象になりません。割引額は全国どこでも5割引です。対象は①身体障害者が自ら運転する場合。②身障手帳1級または療育手帳Aの方を乗せて介護者が運転する場合です。料金を支払うときに手帳を提示します。なお、あらかじめ福祉事務所で手帳への表示をしてもらいます。

**(5) タクシー運賃の割引**

障害者が県内タクシーを利用したときに、運賃が割引になります。割引内容は運賃の1割です。料金を支払うときに身障手帳又は療育手帳を提示します。

## < 引用・参考文献等 >

---

### 第1部 キャリア教育の理解と推進に向けて

---

- 国立特殊教育総合研究所(2005)「知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究」
- 文部科学省(2004)「キャリア教育の推進に関わる総合的調査研究協力者会議 報告書」
- 小出 進(2002)「本人の思いにそった就労支援」, 教育と医学の会(編)『障害のある人を支える』(現代人の心の支援シリーズ第5巻「障害児」), 慶應義塾大学出版
- 小塩允護(2003)「就労をめぐる課題と対応」, 国立特殊教育総合研究所
- 手塚直樹(2000)「日本の障害者雇用 その歴史・現状・課題」, 光生館
- 上田 敏(2005)「ICFの理解と活用」, 萌文社
- 世界保健機関(WHO)(2002)「ICF, 国際生活機能分類」, 中央法規
- 朝野 浩(2006)「特別支援学校の使命と役割」, 特別支援教育研究 No.592, 日本文化科学社
- 京都市立総合養護学校(2005)「総合制・地域性の養護学校における教育課程はどうあるべきか-障害種別の枠をこえた教育課程のあり方に関する研究-」  
[http://www.ceser.hyogo-u.ac.jp/naritas/syllabus2004/kyoto\\_report.ppt](http://www.ceser.hyogo-u.ac.jp/naritas/syllabus2004/kyoto_report.ppt)
- 中澤恵江(2007)「基本合意に至った国連障害者権利条約」, 特別支援教育研究 No.593, 日本文化科学社
- 箕輪優子(2006)「障害者自立支援法の施行にともなう就労支援の取り組みについて」, 特別支援教育研究No.591, 日本文化科学社
- 亀井浩明・鹿嶋研之助(2006)「小中学校のキャリア教育実践プログラム」, ぎょうせい
- 三村隆男著(2004)「キャリア教育入門」, 実業之日本社
- 沼津市立原東小学校, 三村隆男 共著(2005)「キャリア教育が小学校を変える!」, 実業之日本社
- 吉田辰雄編著(2006)「最新 生徒指導・進路指導論 ガイダンスとキャリア教育の理論と実際」, 図書文化社
- 依田隆男(2003)「知的障害者の意思を生かした就業支援のあり方」, 「第11回職業リハビリテーション研究発表会 発表論文集」
- 内閣府編(2003)「平成15年度版 障害者白書」, 国立印刷局
- 内閣府編(2006)「平成18年度版 障害者白書(PDF版)」  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h18hakusho/zenbun/pdf/index.htm>
- 坂本洋一(2006)「よくわかる障害者自立支援法」, 中央法規
- 障害者生活支援システム研究会編集(2006)「障害者自立支援法 活用の手引き」, かがわ出版

---

### 第2部 キャリア教育を推進するための体制づくり

---

- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター(2002)「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/023/gaiyou/02103001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/gaiyou/02103001.htm)
- 文部科学省(2004)「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/04012801.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/04012801.htm)
- 文部科学省(2005)「中学校職場体験ガイド」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/05010502/026.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/026.htm)
- 文部科学省(2006)「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/06122006.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/06122006.htm)

文部科学省(2006)「高等学校におけるキャリア教育の推進に関する調査研究協力者会議 報告書」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/06122007.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/06122007.htm)

岩手県教育委員会 学校教育室(2006)「キャリア教育について」<http://www2.iwate-ed.jp/sed/eresch/carrer.html>

全国特殊学校長会編集(2005)「盲・聾・養護学校における『個別の教育支援計画』ビジュアル版」, ジアース教育新社

---

### 第3部 進路支援資料 ～卒業後の生活をイメージするために～

---

障害者職業総合センター(2002)「知的障害者の就労の実現のための指導課題に関する研究」,調査研究報告書No.50,

<http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku50.html>

厚生労働省(2006)「就労移行支援のためのチェックリスト」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/08/dl/h0823-1a.pdf>

日本発達障害福祉連盟編(2006)「発達障害白書 -2007年版-」, 日本文化科学社

厚生労働省(2006)「障害者自立支援法について(資料簡略版)」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou01/index.html>

社会保険庁ホームページ「障害年金」<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi03.htm>

内閣府編(2006)「平成18年度版 障害者白書(PDF版)」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h18hakusho/zenbun/pdf/index.htm>

厚生労働省・全国社会福祉協議会「障害者自立支援法における新制度説明パンフレット」

[http://www.shakyo.or.jp/pdf/pamphlet\\_word.doc](http://www.shakyo.or.jp/pdf/pamphlet_word.doc)

大阪障害者雇用支援ネットワーク編(2004)「障害のある人の雇用・就労支援Q&A」, 中央法規

大南英明監修(2006)「知的障害者の企業就労支援 Q&A」, 日本文化科学社

東京都社会福祉協議会(2006)「障害のある人の働きたい12話」, 東京都社会福祉協議会

世田谷区立知的障害者就労支援センターすきっぷ編(2005)「こうすれば働ける!新しい就労支援システムへの挑戦」,  
エンパワメント出版

障害者職業総合センター(1999)「知的障害者の就労の実現と継続に関する指導の課題-事業所・学校・保護者の意見  
の比較から-」, 調査研究報告書No.34, <http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku34.html>

障害者職業総合センター(2002)「知的障害者の就業と生活を支える地域支援ネットワークの構築に向けて」,  
調査研究報告書No.53, <http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku53.html>

障害者職業総合センター(2004)「障害者の雇用管理とキャリア形成に関する研究 障害者のキャリア形成」,  
調査研究報告書No.62, <http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkoku62.html>

岩手県立花巻養護学校 進路指導部「平成18年度版 進路ガイドライン」

岩手県立前沢養護学校 進路指導部「社会参加と自立を考える 進路の手引き」

岩手県立前沢養護学校ホームページ「進路の広場」<http://www2.iwate-ed.jp/mae-y/>

#### 【岩手県立総合教育センター】

前川岳詩(2005, 2006)「将来を見つめ自らの生き方を考える力を育てる小学校キャリア教育の推進に関わる研究」

[http://www1.iwate-ed.jp/kenkyu/siryou/h18/h18\\_15b5.pdf](http://www1.iwate-ed.jp/kenkyu/siryou/h18/h18_15b5.pdf)

佐藤修子(2006)「知的障害のある児童生徒が在籍する特別支援学校における組織的, 系統的なキャリア教育の在り方に  
関する研究」[http://www1.iwate-ed.jp/kenkyu/siryou/h18/h18\\_8906.pdf](http://www1.iwate-ed.jp/kenkyu/siryou/h18/h18_8906.pdf)

**<参考> キャリア教育の評価の方法****— 「推進の手引き」より —****(1) キャリア教育全体の評価**

評価に当たっては、「終了時の評価」として行う目標の達成状況の評価だけでなく、課題を客観的に検討すると同時に、「実践過程での評価」として、前もって計画した活動が、効果を上げつつあるかどうか、予測しなかった問題や課題が起きていないかを確認し、必要な場合には計画の修正を考慮することなども大切です。このようなことをふまえ、キャリア教育全体の評価では、その前提として次のような点が考えられます。

**<キャリア教育全体の評価をするための前提>**

- ・ キャリア教育の目指す目標が、具体的で明確であること
- ・ 目標が各学校や児童・生徒の実態に応じて、実行可能な内容であること
- ・ 教員がキャリア教育の意義と実践への計画、方法等を十分理解できていること
- ・ 教育活動の実行に際し、児童生徒にどのような変化や効果が期待されるか等が、具体的に示されていること
- ・ 評価方法等が適切に示されていること
- ・ 教員が、評価の目的、方法等について理解し、適切に評価できる能力を有すること
- ・ キャリア教育の推進体制が確立されていること など

キャリア教育を進めていくためには、各学校が創意工夫をこらして、実践していくことが大切であるとされており、その際、自校の取組や校内研修の在り方等について「チェックシート」を作成し点検していくことも大切であるとされています。次の表はその「簡易チェックシート (例)」として紹介されています。

**《学校におけるキャリア教育推進チェックシート (例)》**

項 目	チェック
学校教育目標にキャリア教育を位置付けている	
キャリア教育の全体計画を立てている	
校内にキャリア教育推進委員会等を設置している	
キャリア教育の校内研修を実施(計画)している	
教職員全体がキャリア教育について共通理解している	
小学校・中学校・高等学校でキャリア教育に関し連絡協議会を設置するなど連携を図っている	
職場体験、インターンシップ等を実施している	
職場体験、インターンシップ等の事前・事後指導を計画的に行っている	
各教科における指導も含めて、キャリア教育を教育活動全体で行っている	
学校だより、PTAだより等でキャリア教育の広報活動を行っている	
社会人講師等、地域の教育力を活用している	
ハローワーク等関係諸機関と連携している	
単独あるいは、学校評価等でキャリア教育の評価を行っている	
評価結果に基づき、指導等の改善を図っている	

**(2) 教員が行う評価**

キャリア教育を進め、児童生徒一人一人の評価を行う場合、児童生徒のキャリア発達の速度や様相は個人差が大きく、また環境の影響も大きいこと、特定の時間帯で実施されるとは限らないこと、さらに、目標も個々の児童生徒の状況や学校・地域によって多様であることに留意しなければならないとされています。また、指導と評価の一体化を進めるためにも、キャリア教育の視点を踏まえた授業、活動の一層の工夫・改善が求められています。

このようなことから、現状においては、個々の児童生徒に対するキャリア教育の評価については次のように考えられるとされています。

- 各教科（科目）、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の目標やねらい、また、各教科（科目）等の評価の規準にキャリア教育の視点を盛り込むこと
- 進路指導の評価にキャリア教育の観点や内容を取り入れること

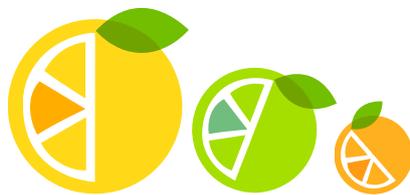
また、児童生徒の変化に視点を当てた場合、定量的評価だけではなく、担当教員が児童生徒の行動を観察したり、取り組んでいる時の児童生徒自身の感想など定性的な資料も大切であるとしています。このようなことから、評価には児童生徒が取り組んだ課題や、進路指導などで行った検査や調査、学業成績など、児童生徒の全資料を一括したポートフォリオが、キャリア教育を通しての児童生徒の変化や教員の取組の評価にも極めて有効な情報として活用できるとし、基本的な評価の観点について次のように例示されています。

<基本的な評価の観点（例）>

- 目標の設定について
  - ・ 目標の設定は具体的で妥当であったか
  - ・ 目標設定過程への各教員の参加度、理解度はどうか
  - ・ 保護者などへの説明は適切であったか など
- 実践中の評価について
  - ・ 児童生徒は積極的に取り組んでいるか、理解はどうか、予測した取組をしているか
  - ・ 期待した変化や効果の兆しはあるか
  - ・ 教員が適切な指導を行っているか
  - ・ 児童生徒の感想はどうか など
- 評価の方法について
  - ・ 評価のための計画は適切に立てられていたか
  - ・ 評価方法やそのための資料は前もって用意されていたか、評価方法は妥当であったか
  - ・ 教員、児童生徒の評価への理解は十分であったか など
- 「児童生徒の変化」の評価
  - ・ プログラム実施中の児童生徒の態度の変化
  - ・ プログラムの目標の達成状況（実施過程中、および終了時）
  - ・ 特に顕著な児童生徒の行動・態度、課題など
- 評価を受けての改善について
  - ・ 今までの評価を教職員、保護者等で客観的に見直し、共通理解されているか
  - ・ 評価を適切に次の改善策として生かしているか
  - ・ 改善策の実行プログラム（アクションプラン等）が立てられているか など

なお、「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」は、各学校において、児童生徒がどのような能力・態度をどの程度身に付けているか等について点検したり、評価したりする際の一つの参考として、活用することも考えられるとされています。しかし、本来この枠組み（例）は、4つの能力を観点として児童生徒の発達を見ていく見取り図として作成されたことに留意しておく必要があるとされています。したがって、現在行われている各学校の一つ一つの活動が、どのような能力の育成を目指したものなのかを明確にしたり、全体としてバランスのとれた取組となっているか、どの能力・態度の育成にかかわる取組が不足しているのか等について、点検・見直しを行ったりする際の参考として活用することが望まれるとしています。

今後、キャリア教育についての評価をどのように進めていくかについては、文部科学省で実施しているキャリア教育推進地域事業等の実践研究等を参考にしつつ検討を進めることが求められています。



～知的障害のある児童生徒が在籍する特別支援学校のためのキャリア教育推進ガイドブック～  
「特別支援学校（知的）キャリア教育推進ガイドブック」  
理 解 編 （第一次案）

問い合わせ：岩手県立総合教育センター  
特 別 支 援 教 育 室  
電 話：0198-27-2821

平成19年2月26日作成

【ご注意】このガイドブックは「知的障害のある児童生徒が在籍する特別支援学校における組織的、系統的なキャリア教育の在り方に関する研究」において作成されたものです。内容については、第1次案であることをご了承下さい。